

の定数をもつて除して得た数（以下この条において「議員一人当たりの人口」という。）の半数以上になるようにしなければならない。この場合において、一の市の区域の人口が議員一人当たりの人口の半数に達しないときは、隣接する他の市町村の区域と合わせて一選挙区を設けるものとする。

3 一の市の区域の人口が議員一人当たりの人口の半数以上であつても議員一人当たりの人口に達しないときは、隣接する他の市町村の区域と合わせて一選挙区を設けることができる。

4 一の町村の区域の人口が議員一人当たりの人口の半数以上であるときは、当該町村の区域をもつて一選挙区とすることができる。

5～7 （略）

8 各選挙区において選挙すべき地方公共団体の議会の議員の数は、人口に比例して、条例で定めなければならない。ただし、特別の事情があるときは、おおむね人口を基準とし、地域間の均衡を考慮して定めることができる。

9・10 （略）

（都道府県の議会の議員の選挙区の特例）

第二百七十一条 昭和四十一年一月一日現在において設けられている都道府県の議会の議員の選挙区については、当該区域の人口が当該都道府県の人口を当該都道府県の議会の議員の定数をもつて除して得た数の半数に達しなくなつた場合においても、当分の間、第十五条第二項前段の規定にかかわらず、当該区域をもつて一選挙区を設けることができる。

○東日本大震災における原子力発電所の事故による災害に対処するための避難住民に係る事務処理の特例及び住所移転者に係る措置に関する法律（平成23年法律第98号）

（趣旨）

第一条 この法律は、平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故による災害の影響により多数の住民がその属する市町村の区域外に避難し、又は住所を移転することを余儀なくされた事態に対処するため、避難住民に係る事務を避難先の地方公共団体において処理することとすることができる特例を設けるとともに、住所移転者に係る措置を定めるものとする。

（定義）

第二条 この法律において「指定市町村」とは、次条第一項の規定により指定された市町村（特別区を含む。以下同じ。）をいう。

2 この法律において「指定都道府県」とは、指定市町村の区域を包括する都道府県をいう。

3 この法律において「避難住民」とは、指定市町村の住民基本台帳に記録されている者のうち、当該指定市町村の区域外に避難しているものをいう。

4・5 (略)

(指定市町村の指定等)

第三条 総務大臣は、平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故に関して原子力災害対策特別措置法（平成十一年法律第百五十六号）第十五条第三項又は第二十条第二項の規定により内閣総理大臣又は原子力災害対策本部長（同法第十七条第一項に規定する原子力災害対策本部長をいう。）が市町村長（特別区の区長を含む。）又は都道府県知事に対して行った次に掲げる指示の対象となった区域をその区域に含む市町村であって、その住民が当該市町村の区域外に避難することを余儀なくされているものを、指定市町村として指定することができる。

一 原子力災害対策特別措置法第二十八条第二項の規定により読み替えて適用される災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第六十三条第一項の規定による警戒区域の設定を行うことの指示

二 住民に対し避難のための立退き又は屋内への退避を行うことを求める指示、勧告、助言その他の行為を行うことの指示

三 住民に対し緊急時の避難のための立退き又は屋内への退避の準備を行うことを求める指示、勧告、助言その他の行為を行うことの指示

四 前三号に掲げるもののほか、これらに類するものとして政令で定める指示

2～5 (略)

【参考3】最高裁判例

○平成26年に行われた衆議院議員総選挙についていわゆる違憲状態にあったとした裁判例（選挙無効請求事件）

(平27・11・25 最高裁・大法廷判決)

…憲法は、選挙権の内容の平等、換言すれば投票価値の平等を要求しているものと解される。他方、投票価値の平等は、選挙制度の仕組みを決定する絶対の基準ではなく、国会が正当に考慮することのできる他の政策的目的ないし理由との関連において調和的に実現されるべきものであるところ、国会の両議院の議員の選挙については、憲法上、議員の定数、選挙区、投票の方法その他選挙に関する事項は法律で定めるべきものとされ（43条2項、47条）、選挙制度の仕組みの決定について国会に広範な裁量が認められている。

衆議院議員の選挙につき全国を多数の選挙区に分けて実施する制度が採用される場合には、選挙制度の仕組みのうち定数配分及び選挙区割りを決定するに際して、憲法上、議員1人当たりの選挙人数ないし人口ができる限り平等に保たれることを最も重要かつ基本的な基準とすることが求められているというべきであるが、それ以外の要素も合理性を有する限り国会において考慮することが許容されているものと解されるのであって、具体的な選挙区を定めるに当たっては、都道府県を細分化

した市町村その他の行政区画などを基本的な単位として、地域の面積、人口密度、住民構成、交通事情、地理的状况などの諸要素を考慮しつつ、国政遂行のための民意的確な反映を実現するとともに、投票価値の平等を確保するという要請との調和を図ることが求められているところである。したがって、このような選挙制度の合憲性は、これらの諸事情を総合的に考慮した上でなお、国会に与えられた裁量権の行使として合理性を有するといえるか否かによって判断されることになり、国会がかかる選挙制度の仕組みについて具体的に定めたところが、上記のような憲法上の要請に反するため、上記の裁量権を考慮してもなおその限界を超えており、これを是認することができない場合に、初めてこれが憲法に違反することになるものと解すべきである。

…平成23年大法廷判決は、上記の基本的な判断枠組みに立った上で、旧区割基準のうち1人別枠方式に係る部分は、平成6年の選挙制度改革の実現のための人口比例の配分により定数の急激かつ大幅な減少を受ける人口の少ない県への配慮という経緯に由来するもので、その合理性には時間的な限界があったところ、本件選挙制度がその導入から10年以上を経過して定着し安定した運用がされていた平成21年選挙時には、その不合理性が投票価値の較差としても現れ、その立法時の合理性が失われていたにもかかわらず、投票価値の平等と相容れない作用を及ぼすものとして、憲法の投票価値の平等の要求に反する状態に至っており、上記の状態にあった同方式を含む旧区割基準に基づいて定められた旧選挙区割りも、平成21年選挙時における選挙区間の較差の状況の下において、憲法の投票価値の平等の要求に反する状態に至っていた旨判示したものである。

…そして、平成23年大法廷判決を受けて、旧区画審設置法3条2項の削除及び各都道府県の選挙区数の0増5減を内容とする平成24年改正法が制定され、更に上記0増5減を前提に選挙区間の人口の較差が2倍未満となるように17都県の42選挙区において区割りを改めることを内容とする平成25年改正法が成立し、同法による改正後の平成24年改正法（以下「平成25年改正後の平成24年改正法」という。）により改定された本件選挙区割りの下で本件選挙が施行されたものであるところ、…本件選挙区割りにおいては、上記0増5減の措置における定数削減の対象とされた県以外の都道府県について旧区割基準に基づいて配分された定数の見直しを経ておらず、1人別枠方式を定めた旧区画審設置法3条2項が削除された後の新区割基準に基づいた定数の再配分が行われていないことから、いまだ多くの都道府県において、そのような再配分が行われた場合に配分されるべき定数とは異なる定数が配分されているといえることができる。

しかるところ、…本件選挙区割りにおいては、平成25年改正法成立の2年半以上前（本件選挙の4年以上前）の平成22年10月1日を調査時とする平成22年国勢調査の結果によれば選挙区間の人口の最大較差は1対1.998となるものとされたが、同国勢調査後の人口変動の結果として、上記成立の約3か月前の平成2

5年3月31日現在及び約6か月後の同26年1月1日現在の各住民基本台帳に基づいて総務省が試算した選挙区間の人口の最大較差は既にそれぞれ1対2.097及び1対2.109であり、上記試算において較差が2倍以上となっている選挙区はそれぞれ9選挙区及び14選挙区となっており、さらに、本件選挙時における選挙区間の選挙人数の最大較差は1対2.129に達し、較差2倍以上の選挙区も13選挙区存在していたものである…。このような投票価値の較差が生じた主な要因は、いまだ多くの都道府県において、新区割基準に基づいて定数の再配分が行われた場合とは異なる定数が配分されていることにあるというべきであり、このことは、…本件選挙当日において東京都第1区のエ選挙人数が2倍以上となっていた選挙区として指摘した12選挙区がいずれも上記定数削減の対象とされた県以外の都道府県に属しており、この12選挙区の属する県の多くが旧区割基準により相対的に有利な定数の配分を受けているものと認められることから明らかである。そして、このような投票価値の較差が生じたことは、全体として新区画審設置法3条の趣旨に沿った選挙制度の整備が実現されていたとはいえないことの表れというべきである。

以上のような本件選挙時における投票価値の較差の状況やその要因となっていた事情などを総合考慮すると、平成25年改正後の平成24年改正法による選挙区割りの改定の後も、本件選挙時に至るまで、本件選挙区割りはお憲法の投票価値の平等の要求に反する状態にあったものといわざるを得ない。

…衆議院議員の選挙における投票価値の較差の問題について、当裁判所大法廷は、これまで、①定数配分又は選挙区割りが前記のような諸事情を総合的に考慮した上で投票価値の較差において憲法の投票価値の平等の要求に反する状態に至っているか否か、②上記の状態に至っている場合に、憲法上要求される合理的期間内における是正がされなかったとして定数配分規定又は区割規定が憲法の規定に違反するに至っているか否か、③当該規定が憲法の規定に違反するに至っている場合に、選挙を無効とすることなく選挙の違法を宣言するにとどめるか否かといった判断の枠組みを前提として審査を行ってきており、こうした判断の方法が採られてきたのは、憲法の予定している司法権と立法権との関係に由来するものと考えられる。すなわち、裁判所において選挙制度について投票価値の平等の観点から憲法上問題があると判断したとしても、自らこれに代わる具体的な制度を定め得るものではなく、その是正は国会の立法によって行われることになるものであり、是正の方法についても国会は幅広い裁量権を有しているので、裁判所が選挙制度の憲法適合性について上記の判断枠組みの下で一定の判断を示すことにより、国会がこれを踏まえて自ら所要の適切な是正の措置を講ずることが、憲法上想定されているものと解される。このような憲法秩序の下における司法権と立法権との関係に照らすと、上記①において憲法の投票価値の平等の要求に反する状態に至っている旨の司法の判断がされれば国会はこれを受けて是正を行う責務を負うものであるところ、上記②において憲法上要求される合理的期間内における是正がされなかったといえるか否かを判断

するに当たっては、単に期間の長短のみならず、是正のために採るべき措置の内容、そのために検討を要する事項、実際に必要となる手続や作業等の諸般の事情を総合考慮して、国会における是正の実現に向けた取組が司法の判断の趣旨を踏まえた立法裁量権の行使として相当なものであったといえるか否かという観点に立って評価すべきものと解される…。

…1人別枠方式を含む旧区割基準に基づいて定められた旧選挙区割りについては、前掲最高裁平成19年6月13日大法廷判決までは憲法の投票価値の平等の要求に反する状態に至っていないとする当審の判断が続けられており、これらが憲法の投票価値の平等の要求に反する状態に至っているとする当裁判所大法廷の判断が示されたのは、平成23年大法廷判決の言渡しがされた平成23年3月23日であり、国会においてこれらが上記の状態に至っていると認識し得たのはこの時点からであったというべきである…。

…本件選挙は平成23年大法廷判決の言渡しから2回目の衆議院解散に伴い施行された総選挙ではあるが、本件選挙までに、2回の法改正を経て、旧区画審設置法3条2項の規定が削除されるとともに、直近の平成22年国勢調査の結果によれば全国の選挙区間の人口の較差が2倍未満となるように定数配分と選挙区割りの改定が行われ、本件選挙時の投票価値の最大較差は前回の平成24年選挙時よりも縮小し、更なる法改正に向けて衆議院に設置された検討機関において選挙制度の見直しの検討が続けられているのであって、…国会における是正の実現に向けた取組が平成23年大法廷判決及び平成25年大法廷判決の趣旨を踏まえた立法裁量権の行使として相当なものでなかったということはできず、本件において憲法上要求される合理的期間を徒過したものと断ずることはできない。

…以上のおりであって、本件選挙時において、本件区割規定の定める本件選挙区割りは、前回の平成24年選挙時と同様に憲法の投票価値の平等の要求に反する状態にあったものではあるが、憲法上要求される合理的期間内における是正がされなかったとはいえず、本件区割規定が憲法14条1項等の憲法の規定に違反するものということとはできない。

国民の意思を適正に反映する選挙制度が民主政治の基盤であり、投票価値の平等が憲法上の要請であること等に照らせば、より適切な民意の反映が可能となるよう、国会においては、今後も、前記のおり衆議院に設置された検討機関において行われている投票価値の較差の更なる縮小を可能にする制度の見直しを内容とする具体的な改正案の検討と集約が早急に進められ、新区画審設置法3条の趣旨に沿った選挙制度の整備に向けた取組が着実に続けられていく必要があるというべきである。

…

○平成28年に行われた参議院議員通常選挙について合憲とした裁判例（選挙無効請求事件）

…憲法は、選挙権の内容の平等、換言すれば、議員の選出における各選挙人の投票の有する影響力の平等、すなわち投票価値の平等を要求していると解される。しかしながら、憲法は、国民の利害や意見を公正かつ効果的に国政に反映させるために選挙制度をどのような制度にするかの決定を国会の裁量に委ねているのであるから、投票価値の平等は、選挙制度の仕組みを決定する唯一、絶対の基準となるものではなく、国会が正当に考慮することができる他の政策的目的ないし理由との関連において調和的に実現されるべきものである。それゆえ、国会が具体的に定めるところがその裁量権の行使として合理性を有するものである限り、それによって投票価値の平等が一定の限度で譲歩を求められることになっても、憲法に違反するとはいえない。

…憲法は、二院制の下で、一定の事項について衆議院の優越を認める反面、参議院議員につき任期を6年の長期とし、解散もなく、選挙は3年ごとにその半数について行うことを定めている(46条等)。その趣旨は、立法を始めとする多くの事柄について参議院にも衆議院とほぼ等しい権限を与えつつ、参議院議員の任期をより長期とすること等によって、多角的かつ長期的な視点からの民意を反映させ、衆議院との権限の抑制、均衡を図り、国政の運営の安定性、継続性を確保しようとしたものと解される。そして、いかなる具体的な選挙制度によって、上記の憲法の趣旨を実現し、投票価値の平等の要請と調和させていくかは、二院制の下における参議院の性格や機能及び衆議院との異同をどのように位置付け、これをそれぞれの選挙制度にいかに反映させていくかという点を含め、国会の合理的な裁量に委ねられていると解すべきである。…

…投票価値の平等は、選挙制度の仕組みを決定する唯一、絶対の基準となるものではなく、国会が正当に考慮することができる他の政策的目的ないし理由との関連において調和的に実現されるべきものであり、また、…憲法が、国会の構成について二院制を採用し、衆議院と参議院の権限及び議員の任期等に差異を設けている趣旨に鑑みれば、二院制の下での参議院の在り方や役割を踏まえ、参議院議員につき衆議院議員とは異なる選挙制度を採用し、国民各層の多様な意見を反映させて、参議院に衆議院と異なる独自の機能を発揮させようとすることも、選挙制度の仕組みを定めるに当たって国会に委ねられた裁量権の合理的行使として是認し得るものと考えられる。そして、具体的な選挙制度の仕組みを決定するに当たり、一定の地域の住民の意思を集約的に反映させるという意義ないし機能を加味する観点から、政治的に一つのまとまりを有する単位である都道府県の意義や実体等を一つの要素として考慮すること自体が否定されるべきものであるとはいえず、投票価値の平等の要請との調和が保たれる限りにおいて、このような要素を踏まえた選挙制度を構築することが直ちに国会の合理的な裁量を超えるものとは解されない。

平成24年大法廷判決及び平成26年大法廷判決は、上記のような選挙制度の構

築についての国会の裁量権行使の合理性を判断するに当たって、長年にわたる制度及び社会状況の変化を考慮すべき必要性を指摘し、その変化として、参議院議員と衆議院議員の各選挙制度が同質的なものとなってきており、国政の運営における参議院の役割が増大してきていることに加え、衆議院については投票価値の平等の要請に対する制度的な配慮として選挙区間の人口較差が2倍未満となることを基本とする旨の区割りの基準が定められていることなどを挙げて、これらの事情の下では、昭和58年大法廷判決が長期にわたる投票価値の大きな較差の継続を許容し得る根拠として挙げていた諸点につき、数十年間にもわたり5倍前後の大きな較差が継続することを正当化する理由としては十分なものとはいえなくなっている旨を指摘するとともに、都道府県を各選挙区の単位としなければならないという憲法上の要請はなく、むしろ、都道府県を各選挙区の単位として固定する結果、上記のように長期にわたり大きな較差が継続していた状況の下では、上記の都道府県の意義や実体等をもって上記の選挙制度の仕組みの合理性を基礎付けるには足りなくなっていたとしたものである。しかし、この判断は、都道府県を各選挙区の単位として固定することが投票価値の大きな不平等状態を長期にわたって継続させてきた要因であるとみたことによるものにほかならず、各選挙区の区域を定めるに当たり、都道府県という単位を用いること自体を不合理なものとして許されないとしたものではない。

もとより、参議院議員の選挙について、直ちに投票価値の平等の要請が後退してよいと解すべき理由は見だし難く、参議院についても更に適切に民意が反映されるよう投票価値の平等の要請について十分に配慮することが求められるものの、上記のような憲法の趣旨、参議院の役割等に照らすと、参議院議員の選挙における投票価値の平等は、憲法上3年ごとに議員の半数を改選することとされていることなど、議員定数の配分に当たり考慮を要する固有の要素があることを踏まえつつ、二院制に係る上記の憲法の趣旨との調和の下に実現されるべきであることに変わりはないというべきである。

…本件選挙は、平成26年大法廷判決の言渡し後に成立した平成27年改正法による改正後の本件定数配分規定の下で施行されたものであるところ、同法は、従前の改正のように単に一部の選挙区の定数を増減するにとどまらず、人口の少ない選挙区について、参議院の創設以来初めての合区を行うことにより、都道府県を各選挙区の単位とする選挙制度の仕組みを見直すことをも内容とするものであり、これによって平成25年選挙当時まで数十年間にもわたり5倍前後で推移してきた選挙区間の最大較差は2.97倍（本件選挙当時は3.08倍）にまで縮小するに至ったのである。

この改正は、長期間にわたり投票価値の大きな較差が継続する要因となっていた上記の仕組みを見直すべく、人口の少ない一部の選挙区を合区するというこれまでにない手法を導入して行われたものであり、これによって選挙区間の最大較差が上記の程度にまで縮小したのであるから、同改正は、前記の参議院議員選挙の特性を

踏まえ、平成24年大法院判決及び平成26年大法院判決の趣旨に沿って較差の是正を図ったものとみることができる。また、平成27年改正法は、その附則において、次の通常選挙に向けて選挙制度の抜本的な見直しについて引き続き検討を行い必ず結論を得る旨を定めており、これによって、今後における投票価値の較差の更なる是正に向けての方向性と立法府の決意が示されるとともに、再び上記のような大きな較差を生じさせることのないよう配慮されているものといえることができる。

そうすると、平成27年改正は、都道府県を各選挙区の単位とする選挙制度の仕組みを改めて、長年にわたり選挙区間における大きな投票価値の不均衡が継続してきた状態から脱せしめるとともに、更なる較差の是正を指向するものと評価することができる。合区が一部にとどまり、多くの選挙区はなお都道府県を単位としたまま残されているとしても、そのことは上記の判断を左右するものではない。

…以上のような事情を総合すれば、本件選挙当時、平成27年改正後の本件定数配分規定の下での選挙区間における投票価値の不均衡は、違憲の問題が生ずる程度の著しい不平等状態にあったものとはいえず、本件定数配分規定が憲法に違反するに至っていたということとはできない。…

○平成27年に行われた千葉県議会議員選挙について、憲法第14条第1項及び公職選挙法（平成26年法律第42号による改正前のもの）15条8項に違反していないとした裁判例（選挙無効請求事件）

（平28・10・18 最高裁・第三小法廷判決）

…都道府県議会の議員の定数については、地方自治法において、条例で定めるものとされ、変更の要件が定められている（九〇条一項から三項まで）。また、都道府県議会の議員の選挙区については、公職選挙法において、一の市の区域、一の市の区域と隣接する町村の区域を合わせた区域又は隣接する町村の区域を合わせた区域のいずれかによることを基本とし、条例で定めるものとされ（一五条一項）、当該区域の人口が当該都道府県の人口を当該都道府県議会の議員の定数をもって除して得た数（以下「議員一人当たりの人口」という。）の半数以上になるようにしなければならない、一の市の区域の人口が議員一人当たりの人口の半数に達しないときは、隣接する他の市町村の区域と合わせて一選挙区を設けなければならない（同条二項）、一の市の区域の人口が議員一人当たりの人口の半数以上であっても議員一人当たりの人口に達しないときは、隣接する他の市町村の区域と合わせて一選挙区を設けることができるものとされており（同条三項）、地方自治法二五二条の一九第一項の指定都市については、公職選挙法一五条一項から三項までの規定を適用する場合における市の区域（市町村の区域に係るものを含む。）は、当該指定都市の区域を二以上に分けた区域とし、この場合において、当該指定都市の区域を分けるに当たっては、原則として、区の区域を分割しないものとされている（同条九項）。

そして、千葉県においては、千葉市が指定都市に指定されている。

このようにして定められた各選挙区において選挙すべき議員の数について、公職選挙法一五条八項は、本文において、「人口に比例して、条例で定めなければならない」とする一方で、ただし書において、「特別の事情があるときは、おおむね人口を基準とし、地域間の均衡を考慮して定めることができる」としている。

(2) ア 本件選挙当時、本件条例の定める選挙区及び各選挙区における議員の数は、原判決別紙「定数及び選挙区に係る一票の較差等について」の「選挙区」欄及び「定数b」欄記載のとおりであり、四六選挙区に九五人の定数を配分している。

なお、公職選挙法二七一条に基づくいわゆる特例選挙区は存置されていない。

イ 本件定数配分規定は、その制定後数次の改正を経た後、平成一五年千葉県条例第四一号による改正がされ、その結果、四七選挙区に九八人の定数が配分された。平成一五年四月一三日に施行された千葉県議会議員一般選挙の当時、特例選挙区以外の選挙区間における議員一人当たりの人口の最大較差は一对三・五三（以下、較差に関する数値は全て概算である。）であり、人口の多い選挙区の定数が人口の少ない選挙区の定数より少ないいわゆる逆転現象は三三通りであった。

ウ 平成一八年千葉県条例第六三号による本件条例の改正により、四五選挙区に九五人の定数が配分されるとともに、いわゆる特例選挙区が全てなくなり、平成一九年四月八日に施行された千葉県議会議員一般選挙の当時、選挙区間における議員一人当たりの人口の最大較差（以下「選挙区間の人口の最大較差」という。）は一对二・二三、各選挙区の人口を議員一人当たりの人口で除して得た数（以下「配当基数」という。）に応じて公職選挙法一五条八項の人口比例原則を適用した場合に各選挙区に配分されることとなる定数（以下「人口比定数」という。）による選挙区間の人口の最大較差は一对二・五六、いわゆる逆転現象は一通りであり、同二三年四月一〇日に施行された千葉県議会議員一般選挙（以下「平成二三年選挙」という。）の当時、選挙区間の人口の最大較差は一对二・五一、人口比定数による選挙区間の人口の最大較差は一对二・六〇、いわゆる逆転現象は四通り（定数差はいずれも一人）であった。

エ その後、平成二四年千葉県条例第一〇一号により、一選挙区を新設し、一選挙区の定数を一減する改正がされ（以下「平成二四年条例改正」という。）、四六選挙区に九五人の定数が配分された。

オ 本件選挙当時における前記アの定数配分においては、平成二二年一〇月の国勢調査による人口に基づく配当基数に応じた人口比定数と対比すると、四六選挙区中九選挙区において差異がみられたが（人口比定数より一多いのが五選挙区、二少ないのが一選挙区、一少ないのが三選挙区であった。）、人口比定数による選挙区間の人口の最大較差は一对二・六〇であったのに対し、選挙区間の人口の最大較差は一对二・五一にとどまり、いわゆる逆転現象は四通り（定数差はいずれも一人）であり、平成二三年選挙の当時から、選挙区間の人口の最大較差、人口比定数によ

る選挙区間の人口の最大較差及びいわゆる逆転現象の数に変化はなかった。

三（１） 前記二（１）においてみた公職選挙法等の各規定に照らせば、都道府県議会の議員の定数の各選挙区に対する配分に当たり同法一五条八項ただし書を適用して人口比例の原則に修正を加えるかどうか及びどの程度の修正を加えるかについては、当該都道府県議会にその決定に係る裁量権が与えられていると解される。しかるところ、都道府県議会の議員の選挙に関し、当該都道府県の住民が、その選挙権の内容、すなわち投票価値においても平等に取り扱われるべきであることは憲法の要求するところであり、また、同項は、憲法の上記要請を受け、都道府県議会の議員の定数の各選挙区に対する配分につき、人口比例を最も重要かつ基本的な基準とし、各選挙人の投票価値が平等であるべきことを強く要求しているものと解されることからすると、条例の定める定数配分が同項の規定に適合するかどうかについては、都道府県議会の具体的に定めるところが、前記のような選挙制度の下における裁量権の合理的な行使として是認されるかどうかによって決せられるべきものと解される。

そして、公職選挙法一五条八項ただし書を適用してされた条例の制定又はその改正により具体的に決定された定数配分の下における選挙人の投票の有する価値に較差が生じている場合において、その較差が都道府県議会において地域間の均衡を図るため通常考慮し得る諸般の要素をしんしゃくしてもなお一般的に合理性を有するものとは考えられない程度に達しており、これを正当化すべき特段の理由が示されないとき、あるいは、その較差は上記の程度に達していないが、上記の制定時若しくは改正時において同項ただし書にいう特別の事情があるとの評価が合理性を欠いており、又はその後の選挙時において上記の特別の事情があるとの評価の合理性を基礎付ける事情が失われたときは、当該定数配分は、裁量権の合理的な行使とはいえないものというべきである（最高裁平成二六年（行ツ）第一〇三号、同年（行ヒ）第一〇八号同二七年一月一五日第一小法廷判決・裁判集民事二四九号一頁参照）。

（２）ア 前記事実関係等によれば、本件選挙当時においては、選挙区間の人口の最大較差は一对二・五一であり、いわゆる逆転現象は四通りであるが、その定数差はいずれも一人であったというのである。そして、本件選挙当時における人口比定数による選挙区間の人口の最大較差、すなわち、公職選挙法一五条八項本文に従って定数を配分した場合の選挙区間の人口の最大較差は一对二・六〇となるはずのところ、本件定数配分規定の下では、選挙区間の人口の最大較差が上記のとおり一对二・五一と人口比定数による選挙区間の人口の最大較差を下回っている。

そうすると、公職選挙法が定める前記のような都道府県議会の議員の選挙制度の下においては、本件選挙当時における投票価値の不平等は、千葉県議会において地域間の均衡を図るために通常考慮し得る諸般の要素をしんしゃくしてもなお、一般的に合理性を有するものとは考えられない程度に達していたものとはいえず、また、

本件定数配分規定においては、各地方公共団体の実情等に応じた当該地域に特有の事情を考慮し、選挙制度の安定性の要請をも勘案しつつ、同法一五条八項ただし書を適用して各選挙区に対する定数の配分が定められたものと解されること、本件選挙当時において、選挙区間の人口の最大較差は、人口比定数による選挙区間の人口の最大較差をも下回っていること等に照らせば、平成二四年条例改正の当時において、同項ただし書にいう特別の事情があるとの評価がそれ自体として合理性を欠いていたとも、本件選挙当時において上記の特別の事情があるとの評価の合理性を基礎付ける事情が失われたともいい難いから、本件選挙の施行前に本件定数配分規定を改正しなかったことが同議会の合理的裁量の限界を超えるものということとはできない。

イ したがって、本件選挙当時における本件定数配分規定は、公職選挙法一五条八項に違反していたものとはいえず、適法というべきである。

四 所論は、さらに、本件定数配分規定が投票価値の不均衡において憲法一四条一項に違反する旨をいう。

しかしながら、原審の適法に確定した事実関係等の下において、本件選挙当時、本件条例による各選挙区に対する定数の配分が千葉県議会の合理的裁量の限界を超えるものとはいえないことは、前記三（２）において説示したとおりであり、本件定数配分規定が憲法一四条一項の規定に違反していたものとはいえないことは、当裁判所大法廷判決（最高裁昭和五四年（行ツ）第六五号同五八年四月二七日大法廷判決・民集三七卷三号三四五頁、最高裁平成三年（行ツ）第一一一号同五年一月二〇日大法廷判決・民集四七卷一号六七頁、最高裁平成一一年（行ツ）第七号同年一月一〇日大法廷判決・民集五三卷八号一四四一頁等）の趣旨に徴して明らかというべきである（前掲第一小法廷判決参照）。…



国会用資料（実問）

内容 問2 連記制についてどう考えるか。

(答)
お尋ねの「連記制」については、選挙制度における一つの方式であると承知しているが、総務省の研究会報告に記載されているものであり、(当局において具体の検討を行っているものではなく、) お答えする立場にない。



【対長官問2】300411参・倫選特委(連記制)○ jtd 対長官問2資料.pdf

分類 作成日:2018/04/11

大分類	中分類	小分類

問番号：002 足立君対長官問2

件名： 問2 連記制についてどう考えるか。

答 弁：平成 30年4月11日 (第196回国会)
院：参議院 倫選特委員会 答弁無し

質問者：足立信也 党派：民進

答弁者：横島裕介 内閣法制局長官

答弁作成者：内閣法制局第一部

備考：

国会答弁抄採録先：

国会議事録採録先：

対長官

平成30年4月11日（水）参・倫選特委 足立 信也（民進）

問2 連記制についてどう考えるか。

（答）

お尋ねの「連記制」については、選挙制度における一つの方式であると承知しているが、総務省の研究会報告に記載されているものであり、（当局において具体の検討を行っているものではなく、）お答えする立場にない。

連記制

種類	内容	特徴	課題	例
完全連記制	選挙区の定数が2議席以上で、選挙人が定数分の異なる候補者を選んで投票。得票順に定数までの候補者が当選。	政党化が進んでいる場合、各政党が定数分の候補者を擁立し、定数分の全ての票を自党の候補者に投票するように呼び掛けるので、第1党が議席を独占することが多くなる。多数代表制に分類される。	小選挙区単記投票制と同様死票が多くなる。 実際には異党派投票が生じることが考えられる。 定数が多い場合、下位の選好について、いい加減な投票になりやすい。 投開票手続きが複雑。	アメリカの一部州 フィリピン上院 日本衆議院(明治23~31年選挙の一部の選挙区)
制限連記制	選挙区の定数が3議席以上で、選挙人が2以上定数未満の定められた数の候補者を選んで投票。得票順に定数までの候補者が当選。	性格としては、単記非移譲式投票制(現行制度)と変わらないが、当選人が多様化する。ただし、定数に近い票数を与えるほど完全連記制の性格に近くなる。	異党派投票が生じることがあり、結果として同士討ちが生じる。 小党分立の可能性が高まる。 定数に対する連記する票数の設定によって性格が変わる。 投開票手続きが複雑。	スペイン上院 日本衆議院(昭和21年選挙)
累積投票制	選挙区の定数が2議席以上で、選挙人が定数分の候補者を選んで投票(同一候補者名の連記可能)。得票順に定数までの候補者が当選。	異なる候補者名の連記のみの場合に比べ、少数意見が反映されやすい。 (少数代表制)	少数集団が特定候補に累積投票を集中させてその候補者を当選させ、結局多数有権者の選考が歪められる可能性がある。 投開票手続きが複雑。	ドイツの一部州の市町村
(参考) 単記移譲式比例代表制	定数が複数の選挙区で、選挙人が候補者に優先順位を付して投票。第1順位票の集計で当選基数以上の獲得をした候補者が当選。当選者数が定数に満たない場合、当選者の獲得票のうち当選基数を上回る得票(超過票)を第2順位の候補者に移譲したり、得票が少なく落選と決定した候補者の票を第2順位の候補者に移譲する。移譲した票を加算した票数が当選基数に達した候補者が当選。これを定数になるまで繰り返す。	得票率と議席率が比例的になるため、比例代表制の一種とされている。 名簿式比例代表制に比べ政党の拡散化(小党分立化)を防げる。	同士討ちが生じる。 定数が多い場合、下位の選好について、いい加減な投票になりやすい。 投開票手続きが特に複雑。	アイルランド上下院 マルタ オーストラリア上院

※ このほか遞減連記投票制、制限累積投票制があるが採用例は見られない。

出典：佐藤令「諸外国の選挙制度」(国立国会図書館・調査と情報第721号2011)、加藤秀治郎「日本の選挙」中公新書2003、森口繁治「比例代表法の研究」有斐閣1925 ほか各種資料を基に事務局にて作成

※ 「平成26年度地方議会に関する研究会」第6回資料(平成27年2月3日)

地方議会・議員に関する研究会報告書（要旨）

平成 29 年 7 月
地方議会・議員に関する研究会

地方議会議員については、住民の関心の低下やなり手不足の問題などが折に触れて指摘されているところ、本研究会では、純粹に学術的な見地にたち、地方議会議員の選挙制度として考えられる姿について議論を深めた。

本研究会の提言が、今後地方自治関係者をはじめ、国会や地方議会など、各方面での幅広い検討に資することを願うものである。

I 地方議会・議員の現状と課題

- 人口減少社会において増大する合意形成が困難な課題について、民主的に合意形成を進めていく上で、地方議会の役割は重要である。一方で、地方議会の議員数は減少傾向にあり、投票率も低下の一途であるなど、住民の関心の低さ、なり手不足は深刻な問題となっている。
- そうした中で、住民の関心を喚起し、地方議会の存在感を高められるよう、次の観点から、「実効的な代表選択」を可能とする選挙制度について議論を深める必要がある。
 - ・選択ができるだけ容易なこと。（投票容易性）
 - ・政策についての実質的な比較考量ができること。（比較可能性）
 - ・選挙結果についての納得性が高いこと。（納得性）
 - ・有権者の投票参加意欲が高まること。（投票環境）

II 市区町村議会議員の選挙制度

[市区町村議会の特性等]

- 市区町村の議会については、
 - ・基礎自治体の議会として、住民に対する行政サービスの中心を担う地域経営の主体としての役割に応じた議会のあり方が求められる点は共通している。
 - ・一方で団体間の人口規模において相違が大きく認められ、高い専門性が求められ、政党化や会派制が定着している大規模団体から、地域課題のきめ細かな捕捉が求められ、議員個人が活動の中心となっている小規模団体まで、多様な状況にある。
- 等の特性が指摘できると考えられる。

[市区町村議会議員の選挙で指摘される課題等]

○現行の市区町村議会議員の選挙は、原則として市区町村全域（指定都市における行政区ごとの選挙区設置、条例による選挙区設置の例外あり）を区域とする単記非移譲式投票制を採用しているが、

- ・大規模団体から小規模団体まで多様な実態にあることから、各々の団体にふさわしい選挙制度も異なってくるとの考え方もあり得ること。
- ・一部の大規模団体では、当選に必要な最低得票率が極端に低くなる場合があり、候補者の個人的つながりに依拠した選挙となり得ること。
- ・一部の大規模団体では、有権者が負う情報コストが高くなっていること。

等の課題があると考えられる。

[考えられる市区町村議会議員の選挙制度]

○市区町村が多様な実態にあることを踏まえれば、その議会議員の選挙については、目指すべき方向性に応じて、(1)及び(2)を基本としつつ、代替案である(3)も含め、次の3案について検討してはどうかと考えられる。

(1)政策・政党等本位の議会構成を促進する方向性

→比例代表選挙を導入する案

(中規模から大規模団体に親和的)

(2)現行の地域代表性に配慮しつつ、議員間のグループ化を促すとともに住民のより多様なニーズを反映する方向性

→投票方法について制限連記制を導入しつつ、必要に応じて選挙区設置を進める案

(小規模から中規模団体に親和的)

(3)現行の地域代表性を基本的に維持しつつ、有権者の情報コストの軽減や投票環境の変化を促す方向性

→投票方法について単記非移譲式（現行制度）を維持しつつ、選挙区設置を進める案

(小規模団体における代替案)

○上記(2)及び(3)における選挙区については、次のような観点に留意して検討を進める必要があると考えられる。

・各地方公共団体における選挙区の区割りの公正さを確保するため、次のような措置を検討すべき。

-選挙区の設置指針を策定（又は法定）する。

-第三者機関を設置して審議する（複数の市町村の共同設置もあり得る）。

・選挙の性格（最低得票率や比例性等）を揃える観点から、各選挙区の定数については極力揃えるべき。

・各選挙区の定数については、有権者の情報コストや区割りの困難性との関係を考慮して決定すべき。

Ⅲ 都道府県議会議員の選挙制度

[都道府県議会の特性等]

○都道府県議会については、

- ・広域自治体の議会として、地域間・政策間の利害調整や、広域的・戦略的な政策形成機能に応じた議会のあり方が求められる。
 - ・現状として、国政政党のほか地域政党による政党化や会派制が定着している。
- 等の特性が指摘できると考えられる。

[都道府県議会議員の選挙で指摘される課題等]

○現行の都道府県議会議員の選挙は、選挙区を設置しての単記非移譲式投票制を採用しているが、

- ・都道府県の広域的・戦略的な役割に対応して議会に求められる政策形成機能を促進する観点とは必ずしも一致しないこと。
- ・選挙区ごとに定数が大きく異なっており、選挙の性格が混在していること。
- ・一部の大選挙区では、有権者が負う情報コストが高くなっていること。
- ・選挙区間での一票の格差が大きくなっている場合があること。

等の課題があると考えられる。

○また、指定都市を擁する道府県の場合には、道府県の指定都市の区域に対する事務・権限は他の市町村の区域に対して有する事務・権限に比して小さいにもかかわらず、人口規模の大きい指定都市から選出される道府県議会議員の数が多くなっているとの指摘もある。

○なお、都道府県議会議員の選挙制度については、選挙区編成を自由化した平成 25 年の改正から間もないところであり、法改正の影響等については当面注視する必要があると考えられる。

[考えられる都道府県議会議員の選挙制度]

○都道府県議会議員の選挙については、次の観点から比例代表選挙の導入案について検討してはどうかと考えられる。

- ・比例代表選挙によって一般に促進される政策・政党等本位の選挙は、都道府県議会に求められる役割と整合的であること。
- ・指定都市を擁する道府県について指摘される課題や、一票の格差をはじめ、選挙区に関わる実務的諸課題（定数の設定、選挙区割りなど）を回避できること。
- ・現状として、都道府県議会は政党化が十分に進んでおり、政策・政党等本位の比例代表選挙を円滑に実施できる環境にあるほか、国政との連動性が期待できること。

- 一方、比例代表選挙の導入を原則としつつ、都道府県議会議員の選挙においても特に地域代表性に配慮する必要があると考える場合には、次のような方策があると考えられる。
 - ・ 比例代表選挙と選挙区選挙の並立制とすること。
 - ・ 比例代表選挙と選挙区選挙の併用制とすること。
 - ・ 比例代表選挙において、少数の選挙区を設置し、地域別名簿による投票を採用すること。
- 上記のとおり地域代表性に配慮する必要があると考える場合において、設置する選挙区については、市区町村と同様の観点に留意して検討する必要がある。

IV 選挙制度の選択制

[検討の視点]

- 地方公共団体の基本的条件や、各議会選挙の前提となる条件が多様であることを踏まえ、各地方公共団体においてそれぞれ実効的な代表選択を可能にする制度を選択可能とすることは意義があると考えられる。
- 選挙制度選択制とする場合にも、地方自治制度に係る基本的な制度構築に係る国の責任と、地方の自主性・自立性の尊重との両立を図る観点から、次のような措置を講ずるべきと考えられる。
 - ・ 完全に自由な選択ではなく、選挙制度に関する基本的な原則を法律で規定した上で、一定の場合に定められた選択肢の選択を可能とすること。
 - ・ 選択制を適用する対象団体について、適切な選択を実現するという観点に基づき、法律により限定する（一部の団体は選択制対象から除外する）こと。
- 選挙制度選択制を導入する場合の手段として、議会の議決によることとするほか、住民の直接的な選択である住民投票に付すこととすることが考えられる。

[市区町村議会議員に係る選挙制度選択制]

- 市区町村議会については、多様な実態にあることから、選挙制度選択制になじみやすいと考えられる。
- 選択制の対象となる具体案としては、既述のとおり、それぞれの目指すべき方向性に応じて
 - (1) 政策・政党等本位の議会構成を促進する方向性
 - 比例代表選挙を導入する案
(中規模から大規模団体に親和的)
 - (2) 現行の地域代表性に配慮しつつ、議員間のグループ化を促すとともに住民のより多様なニーズを反映する方向性
 - 投票方法について制限連記制を導入しつつ、必要に応じて選挙区設置を進める案
(小規模から中規模団体に親和的)

(3) 現行の地域代表性を基本的に維持しつつ、有権者の情報コストの軽減や投票環境の変化を促す方向性

→投票方法について単記非移譲式（現行制度）を維持しつつ、選挙区設置を進める案（小規模団体における代替案）

とすることが考えられる。

- 一方、指定都市及び特別区については、大都市の性格が共通していると考えられることから、選挙制度選択制の対象外として一律の選挙制度（比例代表選挙）とすることも考えられる。

〔都道府県議会議員に係る選挙制度選択制〕

- 都道府県議会については、市区町村と比べて機能・能力等の面での相違は小さいことなどから、原則として選挙制度選択制の対象外として一律の選挙制度（比例代表選挙）とすることが考えられる。

- 一方で、特に地域代表性に配慮する必要があるとの判断をした団体については、比例代表選挙を基本とした代替案に限って選択制を認める余地があるとも考えられる。



国会用資料（実問）

内容 問1 内閣が今国会に提出した法律案のうち、「この法律に定める（又は「規定する」）もののほか（又は「外」）、この法律の実施のため（に）必要な事項は、命令で定める」等との規定（※）を設けようとするものの件名及び当該規定の条文番号を全て挙げられたい。

（※）①この法律に定める（又は「規定する」）もののほか（又は「外」）、この法律の実施のため（に）必要な事項は、命令で定める

②この法律に定める（又は「規定する」）もののほか（又は「外」）、この法律を実施するため（に）必要な事項は、命令で定める

③この法律に定める（又は「規定する」）もののほか（又は「外」）、この法律の実施（又は「施行」）に関し必要な事項は、命令で定める

④この法律に定める（又は「規定する」）もののほか（又は「外」）、この法律（又は「節」）の規定の実施に関し必要な事項は、命令で定める

⑤その他同旨の規定

（答）

内閣提出の法律案についてもそれぞれ所管省があり、当局が全ての法律案について網羅的に回答する立場にはないが、お尋ねを踏まえ、これまでに当局で調べた限りでは、今国会に提出した法律案であって、御指摘の

①「この法律に定める（又は「規定する」）もののほか（又は「外」）、この法律の実施のため（に）必要な事項は、命令で定める」

②「この法律に定める（又は「規定する」）もののほか（又は「外」）、この法律を実施するため（に）必要な事項は、命令で定める」

③「この法律に定める（又は「規定する」）もののほか（又は「外」）、この法律の実施（又は「施行」）に関し必要な事項は、命令で定める」

又は

④「この法律に定める（又は「規定する」）もののほか（又は「外」）、この法律（又は「節」）の規定の実施に関し必要な事項は、命令で定める」

との規定を新たに設けることとしているものは、次のとおりである（成立済みのものは「案」を付さない）。

（①に該当するもの）

・統計法及び独立行政法人統計センター法の一部を改正する法律による改正後の統計法第56条の2

・都市農地の賃借の円滑化に関する法律案第16条

・所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法案

第47条

・船舶の再資源化解体の適正な実施に関する法律案第42条

（②に該当するもの）

・電気通信事業法及び国立研究開発法人情報通信研究機構法の一部を改正する法律による改正後の電気通信事業法

第176条の2

（③に該当するもの）

・海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律案第27条

（④に該当するもの）

・働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律案による改正後の労働安全衛生法第115条の2



【対長官問1】300531参・総務委_吉川沙織君_jtd

分類

作成日:2018/06/01

大分類	中分類	小分類

問番号：001 吉川君対長官問1

件名： 問1 内閣が今国会に提出した法律案のうち、「この法律に定める（又は「規定する」）もののほか（又は「外」）、この法律の実施のため（に）必要な事項は、命令で定める」等との規定（※）を設けようとするものの件名及び当該規定の条文番号を全て挙げられたい。

（※）①この法律に定める（又は「規定する」）もののほか（又は「外」）、この

法律の実施のため(に)必要な事項は、命令で定める
②この法律に定める(又は「規定する」)もののほか(又は「外」)、この法律を実施するため(に)必要な事項は、命令で定める
③この法律に定める(又は「規定する」)もののほか(又は「外」)、この法律の実施(又は「施行」)に関し必要な事項は、命令で定める
④この法律に定める(又は「規定する」)もののほか(又は「外」)、この法律(又は「節」)の規定の実施に関し必要な事項は、命令で定める
⑤その他同旨の規定

答 弁：平成 30年5月31日 (第196回国会)
院：参議院 総務委員会 答弁有り

質問者：吉川沙織 党派：立民

答弁者：横畠裕介 内閣法制局長官

答弁作成者：内閣法制局長官総務室

備 考：

国会答弁抄採録先：

国会議事録採録先：

対長官

平成30年5月31日（木）参・総務委 吉川 沙織君（立民）

問1 内閣が今国会に提出した法律案のうち、「この法律に定める（又は「規定する」）もののほか（又は「外」）、この法律の実施のため（に）必要な事項は、命令で定める」等との規定（※）を設けようとするものの件名及び当該規定の条文番号を全て挙げられたい。

- （※）①この法律に定める（又は「規定する」）もののほか（又は「外」）、この法律の実施のため（に）必要な事項は、命令で定める
②この法律に定める（又は「規定する」）もののほか（又は「外」）、この法律を実施するため（に）必要な事項は、命令で定める
③この法律に定める（又は「規定する」）もののほか（又は「外」）、この法律の実施（又は「施行」）に関し必要な事項は、命令で定める
④この法律に定める（又は「規定する」）もののほか（又は「外」）、この法律（又は「節」）の規定の実施に関し必要な事項は、命令で定める
⑤その他同旨の規定

（答）

内閣提出の法律案についてもそれぞれ所管省があり、当局が全ての法律案について網羅的にお答えする立場にはないが、お尋ねを踏まえ、これまでに当局で調べた限りでは、今国会に提出した法律案であって、御指摘の

- ①「この法律に定める（又は「規定する」）もののほか（又は「外」）、この法律の実施のため（に）必要な事項は、命令で定める」
②「この法律に定める（又は「規定する」）もののほか（又

は「外」）、この法律を実施するため（に）必要な事項は、命令で定める」

- ③「この法律に定める（又は「規定する」）もののほか（又は「外」）、この法律の実施（又は「施行」）に関し必要な事項は、命令で定める」

又は

- ④「この法律に定める（又は「規定する」）もののほか（又は「外」）、この法律（又は「節」）の規定の実施に関し必要な事項は、命令で定める」

との規定を新たに設けることとしているものは、次のとおりである（成立済みのものは「案」を付さない）。

（①に該当するもの）

- ・ 統計法及び独立行政法人統計センター法の一部を改正する法律による改正後の統計法第56条の2
- ・ 都市農地の賃借の円滑化に関する法律案第16条
- ・ 所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法案第47条
- ・ 船舶の再資源化解体の適正な実施に関する法律案第42条

（②に該当するもの）

- ・ 電気通信事業法及び国立研究開発法人情報通信研究機構法の一部を改正する法律による改正後の電気通信事業法第176条の2

（③に該当するもの）

- ・ 海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律案第27条

(④に該当するもの)

- ・働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律案による改正後の労働安全衛生法第115条の2

【参照条文】

(①に該当するもの)

○統計法及び独立行政法人統計センター法の一部を改正する法律による改正後の統計法

(命令への委任)

第五十六条の二 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のために必要な事項は、命令で定める。

○都市農地の賃借の円滑化に関する法律案（第196回閣第43号）

(農林水産省令への委任)

第十六条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、農林水産省令で定める。

○所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法案（第196回閣第52号）

(省令への委任)

第四十七条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、国土交通省令又は法務省令で定める。

○船舶の再資源化解体の適正な実施に関する法律案（第196回閣第53号）

(国土交通省令等への委任)

第四十二条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のために必要な事項は、国土交通省令又は主務省令で定める。

(②に該当するもの)

○電気通信事業法及び国立研究開発法人情報通信研究機構法の一部を改正する法律による改正後の電気通信事業法

(総務省令への委任)

第一百七十六条の二 この法律に定めるもののほか、この法律を実施するため必要な事項は、総務省令で定める。

(③に該当するもの)

○海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律案（第196回閣第46号）

(命令への委任)

第二十七条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施に関し必要な事項は、命令で定める。

(④に該当するもの)

○働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律案による改正後の労働安全衛生法（第196回閣第63号）

（厚生労働省令への委任）

第百十五条の二 この法律に定めるもののほか、この法律の規定の実施に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。



国会用資料（実問）

内容 問2 過去五年間の常会において、内閣が国会に提出した法律案のうち、問1の規定を設けようとするものの件数を常会別に示されたい。

(答)

内閣提出の法律案についてもそれぞれ所管省があり、当局が全ての法律案について網羅的にお答えする立場にはなく、また、お尋ねについては、改め文の内容や議院修正の有無、該当規定がない法律案については該当規定がないことの確認等、作業に相当の時間を要するものと考えられ、お答えすることは困難である。



【対長官問2】300531参・総務委_吉川沙織君_jtd

分類 作成日:2018/06/01

大分類	中分類	小分類

問番号：002 対長官問2

件名： 問2 過去五年間の常会において、内閣が国会に提出した法律案のうち、問1の規定を設けようとするものの件数を常会別に示されたい。

答 弁：平成 30年5月31日（第196回国会）

院：参議院 総務委員会 答弁有り

質問者：吉川沙織

党派：立民

答弁者：横島裕介 内閣法制局長官

答弁作成者：内閣法制局長官総務室

備考：

国会答弁抄採録先：

国会議事録採録先：

対長官

平成30年5月31日（木）参・総務委 吉川 沙織君（立民）

問2 過去五年間の常会において、内閣が国会に提出した法律案のうち、問1の規定を設けようとするものの件数を常会別に示されたい。

（答）

内閣提出の法律案についてもそれぞれ所管省があり、当局が全ての法律案について網羅的にお答えする立場にはなく、また、お尋ねについては、改め文の内容や議院修正の有無、該当規定がない法律案については該当規定がないことの確認等、作業に相当の時間を要するものと考えられ、お答えすることは困難である。



国会用資料（実問）

内容 問3 近年、問1で述べたような規定例が増えているが、このような規定は、法律による行政の原理や、国会を唯一の立法機関と定める憲法の規定などに照らして問題があると考えている。内閣法制局として、このような規定を置くことを推奨しているのか。

(答)

1 吉川議員の質問主意書に対する5月25日の答弁書でお答えしているとおり、法律等を実施し、又は施行するために必要な政令、内閣府令及び省令、いわゆる「実施命令」については、憲法第73条第6号が「法律の規定を実施するために、政令を制定すること」を内閣の事務とし、また、内閣府設置法第7条第3項が「内閣総理大臣は、内閣府に係る主任の行政事務について、法律若しくは政令を施行するため・・・内閣府の命令として内閣府令を発することができる」と、国家行政組織法第12条第1項が「各省大臣は、主任の行政事務について、法律若しくは政令を施行するため・・・それぞれその機関の命令として省令を発することができる」と規定し、個別の法律等による特別の委任がなくても制定することができる」とされている。

その上で、個別の法律等において、実施命令の法形式を明示する等のため、実施命令の根拠規定を設けることもあると承知しており、先にお答えした法律案等もその例であるが、個別の法律案に御指摘のような規定を置くかどうかについては、それぞれの法律案ごとに個別に検討されているものであり、内閣法制局として、御指摘のような規定を置くことを推奨しているということはない。

2 いずれにせよ、実施命令において規定することができる事項は、その性質上、個別の法律等による特別の委任に基づくいわゆる委任命令と異なり、法律等を実施し、又は施行するため必要な細目的事項に限られ、これを超えて実質的に国民の権利を制限したり、国民に義務を課することとなるような事項を規定することは、許されないものと考えているところであり、御指摘のような規定について、憲法の規定や法律による行政の原理等に照らして問題があるものとは考えていない。



【対長官問3】300531参・総務委(実施命令).jtd

分類 作成日:2018/06/01

大分類	中分類	小分類

問番号:003 対長官問3

件名: 問3 近年、問1で述べたような規定例が増えているが、このような規定は、法律による行政の原理や、国会を唯一の立法機関と定める憲法の規定などに照らして問題があると考えている。内閣法制局として、このような規定を置くことを推奨しているのか。

答弁:平成30年5月31日(第196回国会)

院:参議院 総務委員会 答弁有り

質問者:吉川沙織

党派:立民

答弁者:横畠裕介 内閣法制局長官

答弁作成者:内閣法制局第一部

備考:

国会答弁抄採録先:

国会議事録採録先:

対長官

平成30年5月31日（木）参・総務委 吉川 沙織君（立民）

問3 近年、問1で述べたような規定例が増えているが、このような規定は、法律による行政の原理や、国会を唯一の立法機関と定める憲法の規定などに照らして問題があると考えている。内閣法制局として、このような規定を置くことを推奨しているのか。

（答）

1 吉川議員の質問主意書に対する5月25日の答弁書でお答えしているとおり、法律等を実施し、又は施行するために必要な政令、内閣府令及び省令、いわゆる「実施命令」については、憲法第73条第6号が「法律の規定を実施するために、政令を制定すること」を内閣の事務とし、また、内閣府設置法第7条第3項が「内閣総理大臣は、内閣府に係る主任の行政事務について、法律若しくは政令を施行するため・・・内閣府の命令として内閣府令を発することができる」と、国家行政組織法第12条第1項が「各省大臣は、主任の行政事務について、法律若しくは政令を施行するため・・・それぞれその機関の命令として省令を発することができる」と規定し、個別の法律等による特別の委任がなくとも制定できるとされている。

その上で、個別の法律等において、実施命令の法形式を明示する等のため、実施命令の根拠規定を設けることもあると

承知しており、先にお答えした法律案等もその例であるが、個別の法律案に御指摘のような規定を置くかどうかについては、それぞれの法律案ごとに個別に検討されているものであり、内閣法制局として、御指摘のような規定を置くことを推奨しているということはない。

2 いずれにせよ、実施命令において規定することができる事項は、その性質上、個別の法律等による特別の委任に基づくいわゆる委任命令と異なり、法律等を実施し、又は施行するため必要な細目的事項に限られ、これを超えて実質的に国民の権利を制限したり、国民に義務を課することとなるような事項を規定することは、許されないものと考えているところであり、御指摘のような規定について、憲法の規定や法律による行政の原理等に照らして問題があるものとは考えていない。

(参照条文)

○日本国憲法

第四十一条 国会は、国権の最高機関であつて、国の唯一の立法機関である。

第七十三条 内閣は、他の一般行政事務の外、左の事務を行ふ。

一 法律を誠実に執行し、国務を総理すること。

二～五 略

六 この憲法及び法律の規定を実施するために、政令を制定すること。但し、政令には、特にその法律の委任がある場合を除いては、罰則を設けることができない。

○内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）

（内閣総理大臣の権限）

第七条 略

2 略

3 内閣総理大臣は、内閣府に係る主任の行政事務について、法律若しくは政令を施行するため、又は法律若しくは政令の特別の委任に基づいて、内閣府の命令として内閣府令を発することができる。

4 内閣府令には、法律の委任がなければ、罰則を設け、又は義務を課し、若しくは国民の権利を制限する規定を設けることができない。

5～7 略

○国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）

第十二条 各省大臣は、主任の行政事務について、法律若しくは政令を施行するため、又は法律若しくは政令の特別の委任に基づいて、それぞれその機関の命令として省令を発することができる。

2 略

3 省令には、法律の委任がなければ、罰則を設け、又は義務を課し、若しくは国民の権利を制限する規定を設けることができない。

（質問主意書・答弁書）

（平30・5・25 対吉川沙織君・参）

一から八までについて

お尋ねの「包括委任規定」の意味するところが明らかではないため、その件数等についてお答えすることは困難である。

なお、法律等を実施し、又は施行するために必要な政令、内閣府令及び省令（以下「実施命令」という。）については、憲法第七十三条第六号が「法律の規定を実施するために、政令を制定すること」を内閣の事務とし、また、内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第七条第三項が「内閣総理大臣は、内閣府に係る主任の行政事務について、法律若しくは政令を施行するため・・・内閣府の命令として内閣府令を発することができる」と、国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第十二条第一項が「各省大臣は、主任の行政事務について、法律若しくは政令を施行するため・・・それぞれその機関の命令として省令を発することができる」と規定し、個別の法律等による特別の委任がなくても制定することができる」とされている。その上で、個別の法律等において、実施命令の法形式を明示する等のため、実施命令の根拠規定を設けることもあると承知しており、今国会に提出した御指摘の電気通信事業法及び国立研究開発法人情報通信研究機構法の一部を改正する法律案等もその例である。いずれにせよ、実施命令において規定することができる事項は、その性質上、個別の法律等による特別の委任に基づくいわゆる委任命令と異なる。

り、法律等を実施し、又は施行するため必要な細目的事項に限られる。また、個別の法律等において実施命令の法形式を定める場合において、政令に委ねるか、いずれの府省令（共同府省令を含む。）に委ねるか等は、当該個別の法律等の具体的な内容に応じて適切に判断されるものであることから、「使い分けの具体的な基準」について一概に申し上げることはできない。

（国会答弁）

参・予算委 平 3・3・4
工藤内閣法制局長官 答弁

○政府委員（工藤敦夫君） お答えいたします。

法律と政令の関係というお尋ねでございますが、法律の、いわば法律という一つの法形式とそれから政令という一つの法形式、これとの関係につきまして、学説その他で言われておりますものも、いわゆる現行の憲法下におきましては、法律の執行のための執行命令というものと委任命令と二つが認められているであろう。そういう意味におきまして、法律の執行命令といいますのはいわば実施政令とかいうふうな言葉を使うこともございますが、それはその性質上、当然に法律の規定を実施するために必要な細目的事項を定める、かように言われております。また一方で、委任政令につきましては、その内容は法律による委任の範囲に限られる、こういうことでございます。

他方、法律が逆に政令に委任する場合のその限度でございますが、その範囲につきましては、憲法の四十一条で「国会は、国権の最高機関であって、国の唯一の立法機関である。」と、こういう規定がございます。そういう趣旨を没却しないと申しますか、そういう趣旨を否定し、いわば国会の立法権を没却するような抽象的、包括的な委任、これは許されるものではない。その反面、例えば手続的な事項、技術的な事項、事態の推移に応じ臨機に措置しなければならないことが予想される事項、そういうものについての個別的、具体的な委任、これが行われるということでございます。

法律と政令の関係について申し上げますれば、以上のようなことと存じます。

○政府委員（工藤敦夫君） 委任の範囲につきましては、ただいまもお答え申し上げましたように、いわゆる実施政令、委任政令がございます。そのうちの委任政令の方で、いわゆる法律の側から委任するという観点から申し上げますれば、憲法の四十一条が定めているその趣旨を否定し、いわば実質的に国会の立法権を没却するような抽象的かつ包括的なものであってはならない。例えば手続的な事項でございますとか、それから技術的な事項でございますとか、それから事態の推移に応じて臨機に措置しなければならないことが予想される事項、こういうものを個別的、具体的に委任する、こういうことでございますし、逆は政令の方から見ますれば、法律による委任の範囲内に限られる、かようは考えております。



国会用資料（実問）

内容 問4 問1で述べたような規定例では、実質的に権利義務にかかわる事項を定められないということはまったく読み取れないと考えるが、これが実施命令の根拠規定であって、実質的に国民の権利義務について定める委任命令の根拠規定ではないということ、条文上どのように峻別しているのか。

(答)

御指摘のような規定については、法律の「実施」又は「施行」のために必要な事項について定めるとしているものであることから、先ほど御説明した実施命令について定めたものであることは明らかである。



【対長官問4】300531参・総務委(実施命令)jtd3.jtd

分類 作成日:2018/06/01

大分類	中分類	小分類

問番号:004 対長官問4

件名: 問4 問1で述べたような規定例では、実質的に権利義務にかかわる事項を定められないということはまったく読み取れないと考えるが、これが実施命令の根拠規定であって、実質的に国民の権利義務について定める委任命令の根拠規定ではないということ、条文上どのように峻別しているのか。

答弁:平成30年5月31日(第196回国会)

院:参議院 総務委員会 答弁有り

質問者:吉川沙織

党派:立民

答弁者:横畠裕介 内閣法制局長官

答弁作成者:内閣法制局第一部

備考:

国会答弁抄採録先:

国会議事録採録先:

対長官

平成30年5月31日（木）参・総務委 吉川 沙織君（立民）

問4 問1で述べたような規定例では、実質的に権利義務にかかわる事項を定められないということはまったく読み取れないと考えるが、これが実施命令の根拠規定であって、実質的に国民の権利義務について定める委任命令の根拠規定ではないということを、条文上どのように峻別しているのか。

（答）

御指摘のような規定については、法律の「実施」又は「施行」のために必要な事項について定めるとしているものであることから、先ほど御説明した実施命令について定めたものであることは明らかである。

（参照条文）

○日本国憲法

第四十一条 国会は、国権の最高機関であつて、国の唯一の立法機関である。

第七十三条 内閣は、他の一般行政事務の外、左の事務を行ふ。

一 法律を誠実に執行し、国務を総理すること。

二～五 略

六 この憲法及び法律の規定を実施するために、政令を制定すること。但し、政令には、特にその法律の委任がある場合を除いては、罰則を設けることができない。

○内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）

（内閣総理大臣の権限）

第七条 略

2 略

3 内閣総理大臣は、内閣府に係る主任の行政事務について、法律若しくは政令を施行するため、又は法律若しくは政令の特別の委任に基づいて、内閣府の命令として内閣府令を発することができる。

4 内閣府令には、法律の委任がなければ、罰則を設け、又は義務を課し、若しくは国民の権利を制限する規定を設けることができない。

5～7 略

○国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）

第十二条 各省大臣は、主任の行政事務について、法律若しくは政令を施行するため、又は法律若しくは政令の特別の委任に基づいて、それぞれその機関の命令として省令を発することができる。

2 略

3 省令には、法律の委任がなければ、罰則を設け、又は義務を課し、若しくは国民の権利を制限する規定を設けることができない。

（質問主意書・答弁書）

（平30・5・25 対吉川沙織君・参）

一から八までについて

お尋ねの「包括委任規定」の意味するところが明らかではないため、その件数等についてお答えすることは困難である。

なお、法律等を実施し、又は施行するために必要な政令、内閣府令及び省令（以下「実施命令」という。）については、憲法第七十三条第六号が「法律の規定を実施するために、政令を制定すること」を内閣の事務とし、また、内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第七条第三項が「内閣総理大臣は、内閣府に係る主任の行政事務について、法律若しくは政令を施行するため・・・内閣府の命令として内閣府令を発することができる」と、国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第十二条第一項が「各省大臣は、主任の行政事務について、法律若しくは政令を施行するため・・・それぞれその機関の命令として省令を発することができる」と規定し、個別の法律等による特別の委任がなくても制定することができるとされている。その上で、個別の法律等において、実施命令の法形式を明示する等のため、実施命令の根拠規定を設けることもあると承知しており、今国会に提出した御指摘の電気通信事業法及び国立研究開発法人情報通信研究機構法の一部を改正する法律案等もその例である。いずれにせよ、実施命令において規定することができる事項は、その性質上、個別の法律等による特別の委任に基づくいわゆる委任命令と異なる

り、法律等を実施し、又は施行するため必要な細目的事項に限られる。また、個別の法律等において実施命令の法形式を定める場合において、政令に委ねるか、いずれの府省令（共同府省令を含む。）に委ねるか等は、当該個別の法律等の具体的な内容に応じて適切に判断されるものであることから、「使い分けの具体的な基準」について一概に申し上げることはできない。

（平 2 2 ・ 1 0 ・ 1 2 対近藤三津枝・衆）

○答弁書

二について

法律が政令に委任することができる事項の範囲については、平成三年三月四日参議院予算委員会及び平成二十二年四月二日衆議院環境委員会において、内閣法制局長官が答弁したとおり、「国会は、国権の最高機関であつて、国の唯一の立法機関である。」との憲法第四十一条の規定の趣旨を否定し、いわば実質的に国会の立法権を没却するような抽象的かつ包括的な委任は許されるものではないとする一方で、例えば、手続的な事項、技術的な事項、事態の推移に応じ臨機に措置しなければならないことが予想される事項についての個別的、具体的な委任は行うことができるとの見解を従来から採ってきているところであり、この見解に変わりはない。

○質問主意書

二 政令委任に関する憲法解釈の変更について

第二点は、大臣答弁の中で言及された「その委任政令も、平成三年三月四日の話でありまして、その後、この委員会で委員自身が御質問された、いわゆる法制局の答弁は四月の二日でございます、その中では政令の委任として許される範囲のものであると法制局が答弁をしているわけでありまして、そういった意味においては、若干申し上げづらいんですが、いずれにおいても、少し古過ぎるデータをもとに議論をされているのではないかと、こういうふうに思います」との発言である。私が、本年四月二日の衆議院環境委員会でも、当日の委員会でも、平成三年三月四日の当時の法制局長官の答弁をもとに政令委任の憲法解釈の質問をしていたのは事実であるが、これを指し、この政令委任に関する憲法解釈が「古過ぎるデータ」をもとにした議論と答弁されるのであれば、平成三年三月四日以降に、憲法で許される政令委任の範囲の憲法解釈が、いつ、誰によって、どのように変更されたのか、具体的に答弁されたい。

（国会答弁）

（衆・環境委 平 2 2 ・ 4 ・ 2）

○梶田政府参考人 お答えいたします。

今御質問にございましたように、法律の執行のための委任命令というのは、憲法七十三条の六号の規定からも明らかなように、認められております。

問題は、その際に、一般に法律が政令に委任する場合の範囲それから限界の問題につきまして、今御指摘ございましたように、憲法第四十一条では「国会は、国権の最高機関であつて、国の唯一の立法機関である。」、こういうふうに定めております。このことから、この憲法の趣旨を否定し、いわば国会の立法権を没却するような抽象的かつ包括的な委任は許されるものではないというふうを考えてきております。

その反面で、例えば、手続的な事項とか技術的な事項、事態の推移に応じ臨機に措置しなければならないことが予想されるような事項など、こういったものについて個別具体的に政令に委任する、これは行うことができる。これまでも、今御指摘ございましたように答弁をしてきておるところでございます。

それで、法律の施行期日の御指摘がございました。

法律の施行期日につきましては、法律で直接定める。そのほかに、今回の法律もそうでございますが、法律で政令に委任する例がたくさんございます。地球温暖化対策基本法案の十条一項の規定の施行期日につきましては、この十条一項の内容が国際交渉にかかわるものであるということから、事柄の性質上あらかじめ確定的に施行期日を定めることが困難であったということから、政令に委任して定めるというふうにしたわけでございます。

その政令に委任する前提条件といたしまして、法律上附則の第一条ただし書きにおきまして明確にその条件を規定いたしまして、その上で施行期日を政令に委任しているというものでございます。政令への委任として許される範囲内のものであるというふうに私どもは考えておるところでございます。

（参・予算委 平3・3・4
工藤内閣法制局長官 答弁）

○政府委員（工藤敦夫君） お答えいたします。

法律と政令の関係というお尋ねでございますが、法律の、いわば法律という一つの法形式とそれから政令という一つの法形式、これとの関係につきまして、学説その他で言われておりますものも、いわゆる現行の憲法下におきましては、法律の執行のための執行命令というものと委任命令と二つが認められているであろう。そういう意味におきまして、法律の執行命令といいますのはいわば実施政令とかいうふうな言葉を使うこともございますが、それはその性質上、当然に法律の規定を実施するために必要な細目的事項を定める、かように言われております。また一方で、委任政令につきましては、その内容は法律による委任の範囲に限られる、こういう

こととございます。

他方、法律が逆に政令に委任する場合のその限度でございますが、その範囲につきましても、憲法の四十一条で「国会は、国権の最高機関であって、国の唯一の立法機関である。」と、こういう規定がございます。そういう趣旨を没却しないと申しますか、そういう趣旨を否定し、いわば国会の立法権を没却するような抽象的、包括的な委任、これは許されるものではない。その反面、例えば手続的な事項、技術的な事項、事態の推移に応じ臨機に措置しなければならないことが予想される事項、そういうものについての個別的、具体的な委任、これが行われるということとございます。

法律と政令の関係について申し上げます、以上のようなことと存じます。

○政府委員（工藤敦夫君） 委任の範囲につきましても、ただいまもお答え申し上げましたように、いわゆる実施政令、委任政令がございます。そのうちの委任政令の方で、いわゆる法律の側から委任するという観点から申し上げます、憲法の四十一条が定めているその趣旨を否定し、いわば実質的に国会の立法権を没却するような抽象的かつ包括的なものであってはならない。例えば手続的な事項でございますとか、それから技術的な事項でございますとか、それから事態の推移に応じて臨機に措置しなければならないことが予想される事項、こういうものを個別的、具体的に委任する、こういうこととございますし、逆は政令の方から見ますれば、法律による委任の範囲内に限られる、かようは考えております。



国会用資料（実問）

内容 問5 包括的な委任規定ではないというのであれば、国際観光旅客税法案第23条のように、手続的事項について例示するような規定ぶりとするべきではないか。
(答)
法律等を実施し、又は施行するため等と規定されている以上、御指摘の例示の有無にかかわらず、実施命令に係る規定であることに違いはない。



【対長官問5】300531参・総務委_吉川沙織君_jtd

分類 作成日:2018/06/01

大分類	中分類	小分類

問番号: 005 対長官問5

件名: 問5 包括的な委任規定ではないというのであれば、国際観光旅客税法案第23条のように、手続的事項について例示するような規定ぶりとするべきではないか。

答弁: 平成30年5月31日 (第196回国会)
院: 参議院 総務委員会 答弁有り

質問者: 吉川沙織 党派: 立民

答弁者: 横島裕介 内閣法制局長官

答弁作成者: 内閣法制局長官総務室

備考:

国会答弁抄採録先:

国会議事録採録先:

対長官

平成30年5月31日（木）参・総務委 吉川 沙織君（立民）

問5 包括的な委任規定ではないというのであれば、国際観光旅客税法案第23条のように、手続的事項について例示するような規定ぶりとするべきではないか。

（答）

法律等を実施し、又は施行するため等と規定されている以上、御指摘の例示の有無にかかわらず、実施命令に係る規定であることに違いはない。

【参考1】質問主意書・答弁書

(平30・5・25 対吉川沙織議員・参)

一から八までについて

お尋ねの「包括委任規定」の意味するところが明らかではないため、その件数等についてお答えすることは困難である。

なお、法律等を実施し、又は施行するために必要な政令、内閣府令及び省令（以下「実施命令」という。）については、憲法第七十三条第六号が「法律の規定を実施するために、政令を制定すること」を内閣の事務とし、また、内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第七条第三項が「内閣総理大臣は、内閣府に係る主任の行政事務について、法律若しくは政令を施行するため・・・内閣府の命令として内閣府令を発することができる」と、国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）第十二条第一項が「各省大臣は、主任の行政事務について、法律若しくは政令を施行するため・・・それぞれその機関の命令として省令を発することができる」と規定し、個別の法律等による特別の委任がなくても制定することができる」とされている。その上で、個別の法律等において、実施命令の法形式を明示する等のため、実施命令の根拠規定を設けることもあると承知しており、今国会に提出した御指摘の電気通信事業法及び国立研究開発法人情報通信研究機構法の一部を改正する法律案等もその例である。いずれにせよ、実施命令において規定することができる事項は、その性質上、個別の法律等による特別の委任に基づくいわゆる委任命令と異なり、法律等を実施し、又は施行するため必要な細目的事項に限られる。また、個別の法律等において実施命令の法形式を定める場合において、政令に委ねるか、いずれの府省令（共同府省令を含む。）に委ねるか等は、当該個別の法律等の具体的な内容に応じて適切に判断されるものであることから、「使い分けの具体的な基準」について一概に申し上げることはできない。

【参考2】参照条文

○国際観光旅客税法（平成30年法律第16号）

（財務省令への委任）

第二十三条 この法律に定めるもののほか、この法律の規定による書類の記載事項
又は提出の手續その他この法律を実施するため必要な事項は、財務省令で定める。



国会用資料（実問）

内容 問1 憲法第66条第3項に基づき、内閣は国会に対しどのような責任を負うのか。

(答)

憲法第66条第3項は、「内閣は、行政権の行使について、国会に対し連帯して責任を負ふ。」と定めているが、ここに「国会に対し…責任を負ふ。」と規定しているのは、内閣に帰属する行政権の行使について、これを国会による民主的な統制の下に置くという基本的な原理を明らかにする趣旨であると考えられ、したがって同項にいう「責任」も、本質的には法的責任というよりはむしろ政治的責任を意味すると解すべきである。



【対長官問1】300611参・決算委(内閣連帯責任).jtd

分類 作成日:2018/06/12

大分類	中分類	小分類

問番号:001 対長官問1

件名: 問1 憲法第66条第3項に基づき、内閣は国会に対しどのような責任を負うのか。

答弁:平成30年6月11日(第196回国会)

院:参議院 決算委員会 答弁有り

質問者:蓮舫

党派:立民

答弁者:横畠裕介 内閣法制局長官

答弁作成者:内閣法制局第一部

備考:

国会答弁抄採録先:

国会議事録採録先:

対長官

平成30年6月11日（月）参・決算委 蓮舫君（立民）

問1 憲法第66条第3項に基づき、内閣は国会に対しどのような責任を負うのか。

（答）

憲法第66条第3項は、「内閣は、行政権の行使について、国会に対し連帯して責任を負ふ。」と定めているが、ここに「国会に対し…責任を負ふ。」と規定しているのは、内閣に帰属する行政権の行使について、これを国会による民主的な統制の下に置くという基本的な原理を明らかにする趣旨であると考えられ、したがって同項にいう「責任」も、本質的には法的責任というよりはむしろ政治的責任を意味すると解すべきである。

（参照条文）

○日本国憲法

第六十六条 略

2 略

3 内閣は、行政権の行使について、国会に対し連帯して責任を負ふ。

（国会答弁）

（ 衆・予算委 平10・8・18
小淵内閣総理大臣 答弁 ）

○小渕内閣総理大臣 憲法六十五条は「行政権は、内閣に属する。」と定め、さらに憲法第六十六条第三項は「内閣は、行政権の行使について、国会に対し連帯して責任を負ふ。」と定めておりますが、この規定は、内閣に帰属する行政権の行使について、これを国会に、民主的な統制のもとに置くという基本的な原理を明らかにする趣旨であると考えられます。

ここに「連帯して」と規定いたしておりますのは、内閣は国务大臣の施策について一体として責任を負うべきであるという当然の趣旨を明らかにしたものと解されております。

この規定を受けまして、内閣法第四条は、合議体たる内閣がその職務を行うことは閣議によるものとする旨定めております。

国会に対する内閣の責任の負い方として内閣がどのような措置をとるべきかは、衆議院における不信任決議に関する憲法第六十九条のようにこれについて定めた規定がある場合は別として、内閣が事案の軽重に応じて合理的に判断すべき事柄であると思っております。…

〔衆・予算委一分科 平5・3・5〕
津野内閣法制局第一部長 答弁

○津野政府委員 憲法66条第3項の内閣の連帯責任ということの御趣旨についてのお尋ねかと存じますが、この憲法66条第3項におきましては、「内閣は、行政権の行使について、国会に対し連帯して責任を負ふ。」というふうに定めておりますけれども、ここに「国会に対し責任を負ふ。」と規定しておりますのは、内閣に帰属する行政権の行使につきまして、これを国会による民主的な統制のもとに置くという基本的な原理を明らかにする趣旨であるというふうに考えられまして、したがって、同項に言う「責任」というのは、これは本質的には法的責任と申しますよりは政治的な責任であるという、政治的責任を意味すると解すべきであるというふうに言われているわけでございます。「連帯して」ということでございますので、内閣が一体として責任を負うというのは常識的に言われている事柄でございます。それから、内閣の責任と申しますのは、これは行政権の全般に及ぶというふうに考えられるところでございます。…

〔参・ロッキード特委 昭51・8・3〕
真田内閣法制局長官 答弁

○説明員（真田秀夫君） 憲法66条第3項は、…「内閣は、行政権の行使について、国会に対し連帯して責任を負ふ。」と、…定めております。…これは、行政権は内閣に帰属しております。で、内閣がそのみずからに帰属する行政権の行使につきまして、国会による民主的なコントロールのもとに置くということがねらいでありまして、現在在任している内閣がその行政権の行使についての責任を負う、その

あり方の基本を示しているものである、こういうふうに考えます。…

○説明員（真田秀夫君） …現在の内閣がその前任者である前の内閣のときの行政権の行使なりあるいはいろいろ施策について責任を負うということを66条3項から読み取ることが無理であろうというふうに考えます。

○説明員（真田秀夫君） もともと66条3項に言っている、連帯して国会に対して責任を負うという場合の責任は、これは法律上の責任というよりも、むしろ政治的責任であるというのが一般の説でございますので、おっしゃいますように、もともとが法律上の責任という問題ではございません。…

（参・法務委 昭50・5・15）
吉國內閣法制局長官 答弁

○政府委員（吉國一郎君） 大分政治面にわたるような御質問でございますけれども、憲法論から申し上げます限りは、憲法第66条におきまして、内閣は行政権の行使について連帯してその責任を負うということに相なっております。

○政府委員（吉國一郎君） 閣僚も国務大臣の一員として行動しているわけでございますので、国務大臣の行動につきましても、内閣は一体として責任を国会に対して、したがってまた全国民に対して負うわけでございます。

○政府委員（吉國一郎君） …国会は内閣に対してこれを信任するかあるいは信任しないかという態度を表明されることが憲法上規定をされておきまして、内閣はこの制度を通じて国会に対して責任を負うということに相なっております。



国会用資料（実問）

内容 問 憲法制定当時の金森國務大臣の答弁で指定したところを紹介していただきたい。

(答)

予め御指定のあった昭和21年7月16日の衆議院帝国憲法改正案委員会における金森國務大臣の答弁は次のとおりである。

「「学問の自由」と申しますのは、学問をする方法又学問の内容、又学問に依って得たる所の結論と云ふ面に亘りまして、国家より干渉を受け、その研究者のなさんと欲し、定めんと欲する所を妨げらるることがないと云ふ意味であります。「保障する。」と申しますのは、公の権力を以てその伸びて行く本人の働きを妨げないと云ふことであります。言うまでもなく、この憲法の建前がこの第三章に關します限り、概ね個人の立場を十分自由に伸ばさせよう、外部からして公の権力を以てこれに対して制限圧迫を加えない。斯う云う趣旨であります。目的と致しましては、斯様に致しませぬければ人類全体の行くべき本来の道を誤るに至ると云うことを避けんと欲する趣旨を眼目として居ります。」

更問 科研費に関することを問われた場合。

(答)

お尋ねについては、当局として事実関係を把握しておらず、お答えを差し控えたい。



参・文教委(吉良よし子)(セット).jtd参・文教委(吉良よし子)更問(セット).jtd

分類

作成日:2018/06/12

大分類	中分類	小分類

問番号:001 対第一部長問

件名: 問 憲法制定当時の金森國務大臣の答弁で指定したところを紹介していただきたい。
更問 科研費に関することを問われた場合。

答弁:平成30年6月12日(第196回国会)
院:参議院 文教科学委員会 答弁有り

質問者:吉良よし子 党派:共産

答弁者:林徹 内閣法制局第一部長

答弁作成者:内閣法制局第一部

備考:

国会答弁抄採録先:

国会議事録採録先:

対第一部長

平成30年6月12日（火）参・文教委 吉良 よし子君（共）

問 憲法制定当時の金森国務大臣の答弁で指定したところを紹介していただきたい。

（答）

予め御指定のあった昭和21年7月16日の衆議院帝国憲法改正案委員会における金森国務大臣の答弁は次のとおりである。

「「学問の自由」と申しますのは、学問をする方法又学問の内容、又学問に依って得たる所の結論と云ふ面に亘りまして、国家より干渉を受け、その研究者のなさんと欲し、定めんと欲する所を妨げらるることがないと云ふ意味であります。「保障する。」と申しますのは、公の権力を以てその伸びて行く本人の働きを妨げないと云ふことであります。言うまでもなく、この憲法の建前がこの第三章に関しまする限り、概ね個人の立場を十分自由に伸ばさせよう、外部からして公の権力を以てこれに対して制限圧迫を加えない。斯う云う趣旨であります。目的と致しましては、斯様に致しませぬければ人類全体の行くべき本来の道を誤るに至ると云うことを避けんと欲する趣旨を眼目として居ります。」

(参照条文1) 日本国憲法

第二十三条 学問の自由は、これを保障する。

(参照条文2) 帝國憲法改正案(昭21年6月25日衆議院本會議の帝國憲法改正案の第一讀會に提出された案)

第二十一條 學問の自由は、これを保障する。

(国会答弁)

(昭21・7・16 衆・帝國憲法改正案委員會 金森國務大臣答弁)

○大島(多)委員 二十一條には「學問の自由」と云ふことがございます、此の

「學問の自由」と云ふのは勿論大體分つて居りますけれども、やはり自分が獨り了解して居つて、實際に於て違つて居つたと云ふやうなことがあつてはならぬから、「學問の自由」と云ふのはどう云ふ範圍のことを言ふのか、一寸御伺ひ致したいと思ひます、それから「保障」と云ふ言葉がございますが、此の「保障」と云ふ言葉は私は法律の方は餘り詳しく存じませぬので、此の「保障」と云ふものは法的にどう云ふ風な内容を持つて居るものか、幾度も「保障」と云ふ言葉が出ますが、それを御教へ戴きたいと思ひます。

○金森國務大臣 「學問の自由」と申しまするのは、學問をする方法又學問の内容、又學問に依つて得たる所の結論と云ふ面に互りまして、國家より干涉を受け、其の研究者のなさんと欲し、定めんと欲する所を妨げらるることがないと云ふ意味であります、「保障する。」と申しますのは、公の權力を以て其の伸びて行く本人の働きを妨げないと云ふことであります、言ふまでもなく、此の憲法の建前が此の第三章に關しまする限り、概ね個人の立場を十分自由に伸ばさせよう、外部からして公の權力を以て之に對して制限壓迫を加へない、斯う云ふ趣旨であります、目的と致しましては、斯様に致しませぬければ人類全體の行くべき本來の道を誤るに至ると云ふことを避けんと欲する趣旨を眼目として居ります、從來の日本の實情を御覽になれば分りまするやうに、又過去にありました所の多くの場合を御覽になれば分りまするやうに一つの政治的なる權力が、自分達の行動を思ふやうに發展せしめようと致しますると、各人が其の心の自然の伸び方として學問を研究致しまする所に、大いなる妨げを生ずる譯であります、噂に上つて居りまする秦の始皇帝が學者を穴埋めにしたとか、書物を焼拂つたとか云ふのは古い事例でありまするし、近くは我々が多く身邊に之を経験した所であります、隨て是は憲法に掲げて大いに保障することは獨り當然であるばかりでなく實際的の必要性が多い譯であります、之を現實の場面に例を取つて考へて見ますれば、個人、自己の研究室に於きまして、思ふやうに研究して行くと云ふことを國家の力を以て妨げると云ふのも、此の學問の自由の保障の侵害になる譯であります、或は又數人の人が集まつて共同研究をする、或は又更に大いなる組織、例へば大學を形

作つて、其の中に於て共同研究をすると云ふことを妨げますのも又是の侵害になる譯であります、又或る學問の行き途に對して、豫め權力を以て制限を附けまして、「ダーウィン」の進化論は信奉すべからずと云ふやうな風に致しますならば、學問の研究の自由を妨げるものでありますし、昔ありましたやうに天動説地動説の争ひを權力を以て解決しようと思つて致しますれば、學問の自由を妨げるのであります、要するに一切の關係に於て、其の方法たと内容たとを問はず、各人正しいと思ふ道に従つて學問をして行くことを、國家が權力を以て之を妨げないと云ふことであります、其の輪廓は如何なる範圍に於て是が保障せられて居るかと言へば、大體學問と云ふものの性質から見まして、先に宗教の場合に付て述べましたと同様に、略々絶對的自由に近いものと思ひます、併し憲法上の理論の根底と致しましては、やはり第十一條が其の枠を作つて居りまして、最後には法律が若しも其の自由を妨げたかどうかと云ふ問題が起りますれば、最高裁判所の審判事項となる譯であります。

- 大島（多）委員 御丁寧な御説明で能く分りました、是は御參考までに御聴きしたいことではありますが、現在は聯合軍の指令に依つて原子力の研究とか航空科學に關する研究とか、さう云ふ研究と云ふものを禁ぜられて居る次第であります、此の憲法の規定とどう云ふ法的な聯關性があるものか、さう云ふ所を一寸御伺ひしたいと思ひます。
- 金森國務大臣 學問の自由は固より憲法の認むる所でありまして公益に反すれば十一條の枠に依つて抑制せらるることは、又已むを得ないのであります、現在の情勢に於きまして、今御話になりましたのは、公益と云ふことから生ずる枠の中に存在するものと了解して居ります。
- 大島（多）委員 私と致しましては公益に關するから止められて居るとは、どうも一寸腑に落ちない所がございますが、さうでございますか。
- 金森國務大臣 私は左様に考へて居ります。

対第一部長

平成30年6月12日（火）参・文教委 吉良 よし子君（共）

更問 科研費に関することを問われた場合。

（答）

お尋ねについては、当局として事実関係を把握しておらず、
お答えを差し控えたい。



国会用資料（実問）

内容 問1 科学的に知見が明らかになっていない加熱式たばこに関し、個人に対して過料を課すのは法律的に問題はないのか。

(答)

1. この法案は、嗜好品と認められているたばこではあるが、望まない受動喫煙を防止するという観点から、多数の者が利用する施設等について、一定の場所を除き喫煙を禁止する等の規定を設けようとするものである。

2. その際、加熱式たばこは、法的にも社会的にもたばこの一種と認識されており、通常のたばこ同様、特有のにおいがあり、また、その煙にニコチン等の有害物質が含まれていることも確認されていることから、望まない受動喫煙を防止するという観点から、通常のたばこに準じて扱うことには合理性があると考えられる。

3. その上で、お尋ねの過料は、罰金等の刑罰とは異なる秩序罰と言われるもので、法令等の遵守を担保するため、これに違反したということで課される制裁金にとどまるものであり、喫煙を禁止する等の規定に違反し、さらに、都道府県知事の命令を受けたにもかかわらず、これに従わなかった者に対して過料を課すことに、特に問題があるとは考えられない。



300615衆・厚労委・大西健介君(国民)対第四部長.pdf

分類

作成日:2018/06/15

大分類	中分類	小分類

問番号:001 対第四部長問1

件名: 問1 科学的に知見が明らかになっていない加熱式たばこに関し、個人に対して過料を課すのは法律的に問題はないのか。

答弁:平成30年6月15日(第196回国会)
院:衆議院 厚生労働委員会 答弁有り

質問者:大西健介 党派:国民

答弁者:内閣法制局第四部長

答弁作成者:内閣法制局第四部

備考:

国会答弁抄採録先:

国会議事録採録先:

対第四部長

平成30年6月15日(金)衆・厚労委 大西 健介 君(国民)

問1 科学的に知見が明らかになっていない加熱式たばこに関し、個人に対して過料を課すのは法律的に問題はないのか。

(答)

1. この法案は、嗜好品と認められているたばこではあるが、望まない受動喫煙を防止するという観点から、多数の者が利用する施設等について、一定の場所を除き喫煙を禁止する等の規定を設けようとするものである。
2. その際、加熱式たばこは、法的にも社会的にもたばこの一種と認識されており、通常のたばこと同様、特有のにおいがあり、また、その煙にニコチン等の有害物質が含まれていることも確認されていることから、望まない受動喫煙を防止するという観点から、通常のたばこに準じて扱うことには合理性があると考えられる。
3. その上で、お尋ねの過料は、罰金等の刑罰とは異なる秩序罰と言われるもので、法令等の遵守を担保するため、これに違反したということで課される制裁金にとどまるものであり、喫煙を禁止する等の規定に違反し、さらに、都道府県知事の命令を受けたにもかかわらず、これに従わなかった者に対して過料を課すことに、特に問題があるとは考えられない。

改正の趣旨

望まない受動喫煙の防止を図るため、多数の者が利用する施設等の区分に応じ、当該施設等の一定の場所を除き喫煙を禁止するとともに、当該施設等の管理について権原を有する者が講ずべき措置等について定める。

【基本的考え方 第1】「望まない受動喫煙」をなくす

受動喫煙が他人に与える健康影響と、喫煙者が一定程度いる現状を踏まえ、屋内において、受動喫煙にさらされることを望まない者がそのような状況に置かれることのないようにすることを基本に、「望まない受動喫煙」をなくす。

【基本的考え方 第2】受動喫煙による健康影響が大きい子ども、患者等に特に配慮

子どもなど20歳未満の者、患者等は受動喫煙による健康影響が大きいことを考慮し、こうした方々が主たる利用者となる施設や、屋外について、受動喫煙対策を一層徹底する。

【基本的考え方 第3】施設の類型・場所ごとに対策を実施

「望まない受動喫煙」をなくすという観点から、施設の類型・場所ごとに、主たる利用者の違いや、受動喫煙が他人に与える健康影響の程度に応じ、禁煙措置や喫煙場所の特定を行うとともに、掲示の義務付けなどの対策を講ずる。

その際、既存の飲食店のうち経営規模が小さい事業者が運営するものについては、事業継続に配慮し、必要な措置を講ずる。

改正の概要

1. 国及び地方公共団体の責務等

- (1) 国及び地方公共団体は、望まない受動喫煙が生じないよう、受動喫煙を防止するための措置を総合的かつ効果的に推進するよう努める。
- (2) 国、都道府県、市町村、多数の者が利用する施設等の管理権原者その他の関係者は、望まない受動喫煙が生じないよう、受動喫煙を防止するための措置の総合的かつ効果的な推進を図るため、相互に連携を図りながら協力するよう努める。
- (3) 国は、受動喫煙の防止に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するよう努める。

(参考1)

2. 多数の者が利用する施設等における喫煙の禁止等

- (1) 多数の者が利用する施設等の類型に応じ、その利用者に対して、一定の場所以外の場所における喫煙を禁止する。
- (2) 都道府県知事（保健所設置市区にあっては、市長又は区長。以下同じ。）は、(1)に違反している者に対して、喫煙の中止等を命ずることができる。

【原則屋内禁煙と喫煙場所を設ける場合のルール】

		経過措置	
A 学校・病院・児童福祉施設等、行政機関 旅客運送事業自動車・航空機	禁煙 (敷地内禁煙(※1))	当分の間の措置	
B 上記以外の多数の者が利用する施設、 旅客運送事業船舶・鉄道	原則屋内禁煙 (喫煙専用室(喫煙のみ)内 での喫煙可)	【加熱式たばこ(※2)】 原則屋内禁煙 (喫煙室(飲食等も可)内 での喫煙可)	別に法律で定める日までの間の措置
飲食店			既存特定飲食提供施設 (個人又は中小企業(資本金又は出資の総額 5000万円以下(※3)) かつ 客席面積100㎡以下の飲食店) 標識の掲示により喫煙可

※1 屋外で受動喫煙を防止するために必要な措置がとられた場所に、喫煙場所を設置することができる。

※2 たばこのうち、当該たばこから発生した煙が他人の健康を損なうおそれがあることが明らかでないたばことして厚生労働大臣が指定するもの。

※3 一の大規模会社が発行済株式の総数の二分の一以上を有する会社である場合などを除く。

注：喫煙をすることができる場所については、施設等の管理権原者による標識の掲示が必要。

注：公衆喫煙所、たばこ販売店、たばこの対面販売（出張販売によるものを含む。）をしていることなどの一定の条件を満たしたバーやスナック等といった喫煙を主目的とする施設について、法律上の類型を設ける。

- (3) 旅館・ホテルの客室等、人の居住の用に供する場所は、(1)の適用除外とする。
- (4) 喫煙をすることができる室には20歳未満の者を立ち入らせてはならないものとする。
- (5) 屋外や家庭等において喫煙をする際、望まない受動喫煙を生じさせることがないように周囲の状況に配慮しなければならないものとする。

3. 施設等の管理権原者等の責務等

- (1) 施設等の管理権原者等は、喫煙が禁止された場所に喫煙器具・設備（灰皿等）を設置してはならないものとする。
- (2) 都道府県知事は、施設等の管理権原者等が(1)に違反しているとき等は、勧告、命令等を行うことができる。

4. その他

- (1) 改正後の健康増進法の規定に違反した者について、所要の罰則規定を設ける。
- (2) この法律の施行の際現に業務に従事する者を使用する者は、当該業務従事者の望まない受動喫煙を防止するため、適切な措置をとるよう努めるものとする。
- (3) 法律の施行後5年を経過した場合において、改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

施行期日

2020年4月1日（ただし、1及び2(5)については公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日、2.A二重線の施設に関する規定については公布の日から起算して1年6月を超えない範囲内において政令で定める日）

(参考2) 本法案による改正後の健康増進法

(定義)

第二十八条 この章において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 たばこ たばこ事業法(昭和五十九年法律第六十八号)第二条第三号に掲げる製造たばこであって、同号に規定する喫煙用に供されるもの及び同法第三十八条第二項に規定する製造たばこ代用品をいう。
- 二 喫煙 人が吸入するため、たばこを燃焼させ、又は加熱することにより煙(蒸気を含む。次号において同じ。)を発生させることをいう。
- 三 受動喫煙 人が他人の喫煙によりたばこから発生した煙にさらされることをいう。

(参考3) 加熱式たばこが、法律上、喫煙用の製造たばこに位置づけられた法改正

○所得税法等の一部を改正する法律(平成30年法律第7号)(抄)

(たばこ税法の一部改正)

第六条 たばこ税法(昭和五十九年法律第七十二号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項第一号を次のように改める。

一 喫煙用の製造たばこ

イ 紙巻たばこ

ロ 葉巻たばこ

ハ パイプたばこ

ニ 刻みたばこ

ホ 加熱式たばこ

(参考4)

たばこ事業法（昭和59年法律第68号）（抄）

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一・二 略

三 製造たばこ 葉たばこを原料の全部又は一部とし、喫煙用、かみ用又はかぎ用に供し得る状態に製造されたものをいう。

※ 所得税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第7号）により、たばこ税法で加熱式たばこが喫煙用の製造たばこの一類型に追加されたが、たばこ事業法の改正は行われていない。

(参考5) 健康増進法の一部を改正する法律案 (抄)

附 則

(指定たばこ専用喫煙室に関する経過措置)

第三条 新法第三十三条第一項に規定する第二種施設等(以下この項並びに次条第一項第一号及び第四号において「第二種施設等」という。)の管理権原者が当該第二種施設等の屋内又は内部の場所の一部の場所を指定たばこ(新法第二十八条第一号に規定するたばこ(以下この項において「たばこ」という。))のうち、当該たばこから発生した煙(蒸気を含む。)が他人の健康を損なうおそれがあることが明らかでないたばことして厚生労働大臣が指定するものをいう。以下この項において同じ。)のみの喫煙(新法第二十八条第二号に規定する喫煙をいう。)をすることができる場所として定めようとする場合における当該第二種施設等についての新法第二十九条第一項、第三十三条及び第三十四条の規定の適用については、この法律の公布の際における指定たばこによる受動喫煙が人の健康に及ぼす影響に関する科学的知見に鑑み、当分の間、次の表の上欄に掲げる新法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

(表 略)

(参考6) 健康増進法の一部を改正する法律第3条の規定による改正後の健康増進法(抄)

第七十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の過料に処する。

一 第三十二条第三項、第三十四条第三項又は第三十六条第四項の規定に基づく命令に違反した者

二 第三十三条第三項、第三十五条第三項又は第三十七条の規定に違反した者

(※注 喫煙専用室等を設置した時に施設の主たる出入口に喫煙専用室標識等を掲示しなかった場合の罰則)

第七十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の過料に処する。

一 第二十九条第二項の規定に基づく命令に違反した者

二 第三十三条第七項又は第三十五条第十項の規定に違反した者

(※注 喫煙専用室等を専ら喫煙することができる場所としないこととした時に喫煙専用室標識等を除去しない場合の罰則)

(特定施設等における喫煙の禁止等)

第二十九条 何人も、正当な理由がなくて、特定施設等においては、次の各号に掲げる特定施設等の区分に応じ、当該特定施設等の当該各号に定める場所(以下この節において「喫煙禁止場所」という。)で喫煙してはならない。

(各号 略)

2 都道府県知事は、前項の規定に違反して喫煙をしている者に対し、喫煙の中止又は同項第一号から第三号までに掲げる特定施設の喫煙禁止場所からの退出を命ずることができる。

(特定施設等の管理権原者等に対する勧告、命令等)

第三十二条 都道府県知事は、特定施設等の管理権原者等が第三十条第一項の規定に違反して器具又は設備を喫煙の用に供することができる状態で設置しているときは、当該管理権原者等に対し、期限を定めて、当該器具又は設備の撤去その他

当該器具又は設備を喫煙の用に供することができないようにするための措置をとるべきことを勧告することができる。

- 3 都道府県知事は、第一項の規定による勧告を受けた特定施設等の管理権原者等が、その勧告に係る措置をとらなかったときは、当該管理権原者等に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

(喫煙専用室設置施設等の管理権原者に対する勧告、命令等)

第三十四条

- 3 都道府県知事は、第一項の規定による勧告を受けた喫煙専用室設置施設等の管理権原者が、その勧告に係る措置をとらなかったときは、当該管理権原者に対し、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

(喫煙目的室設置施設の管理権原者に対する勧告、命令等)

第三十六条

- 4 都道府県知事は、第一項又は第二項の規定による勧告を受けた喫煙目的室設置施設の管理権原者が、その勧告に係る措置をとらなかったときは、当該管理権原者に対し、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

(参考7) 過料について

1 ワークブック法制執務(第2版)(抄)(P247)

「次に、ある義務違反行為に対して罰則を設け、その違反者を処罰することとする場合に、刑罰、すなわち、懲役、禁錮、罰金、科料、勾留等の刑を科すべきか、秩序罰としての過料を科すべきかの問題がある。

義務違反の態様が、一般社会の法益を侵害する程度に重大であれば、刑罰を科し、単に行政上、民事上又は訴訟手続上の秩序を乱す程度のものであれば、過料を科するにとどめるのが適当だと考えられる。」

2 法令用語辞典(第10次改定版)

1) 秩序罰としての「過料」

「法律秩序を維持するために、法令違反者に制裁として科せられるものであって、私法公法の各分野にわたり、この例は極めて多い。」(以下略)

◇この議事速報(未定稿)は、正規の会議録が発行されるまでの間、審議の参考に供するための未定稿版で、一般への公開用ではありません。
 ◇後刻速記録を調査して処置することとされた発言、理事会で協議することとされた発言等は、原発言のまま掲載しています。
 ◇今後、訂正、削除が行われる場合がありますので、審議の際の引用に当たっては正規の会議録と受け取られることのないようお願いいたします。

午前九時開議

○高島委員長 これより会議を開きます。

内閣提出、健康増進法の一部を改正する法律案を議題といたします。

この際、お諮りいたします。

本案審査のため、本日、政府参考人として内閣官房人生一〇〇年時代構想推進室次長大島一博君、警察庁長官官房審議官小田部耕治君、外務省大臣官房参事官塚田玉樹君、財務省大臣官房審議官新川浩嗣君、理財局次長市川健太君、文部科学省大臣官房審議官下間康行君、厚生労働省健康局長福田祐典君、労働基準局安全衛生部長田中誠二君、子ども家庭局長吉田学君、保険局長鈴木俊彦君、農林水産省大臣官房生産振興審議官鈴木良典君の出席を求め、説明を聴取いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○高島委員長 御異議なしと認めます。よって、

そのように決しました。

○高島委員長 これより質疑に入ります。

質疑の申出がありますので、順次これを許します。船橋利実君。

○船橋委員 おはようございます。自由民主党、船橋利実でございます。

今回は、健康増進法の一部を改正する法律案に關しましての質疑の機会をいただきまして、まことにありがとうございます。加藤厚生大臣を始め、政務二役、厚労省の皆さん、よろしくお願いを申し上げます。

それでは、早速質問に入らせていただきます。

今回の健康増進法改正案によります受動喫煙対策の強化は、多数の方が利用する施設の管理者に受動喫煙対策の努力義務が設けられた平成十五年の健康増進法の施行以来、実に十五年ぶりとなるものであります。

受動喫煙に遭遇した人の割合につきまして、厚生労働省の調査によりますと、平成十五年当時には飲食店で七割でありましたけれども、平成二十三年には四割台へと減少をしております。その後は横ばいとなっておりまして、依然、多くの方々が望まない受動喫煙を受けている状況にあります。したがって、対策の強化というものが国民的にも期待をされていたものと思っております。

そこで、今回の改正法案の審議に先立ちまして、これまでの健康増進法における受動喫煙対策の評価と、このタイミングで改正法案を提出をされた

趣旨について、加藤厚生労働大臣にお伺いをいたします。

○加藤國務大臣 我が国では、平成十五年、この健康増進法が施行されて、多数の者が利用する施設を管理する者に受動喫煙の防止措置を講ずる、これは努力義務が設けられたわけでありましたが、今、船橋委員からお話がありましたように、平成十五年時点の過去一カ月に受動喫煙に遭遇した人は、飲食店で約七割、それが平成二十三年に四割台に下がったということで、一定の効果は上げてきたわけでありまして、二十三年以降、若干数字が下がっているといっても四割台をずっと推移している。依然として多くの国民がこうした施設において受動喫煙を経験しているという状況にあるということ。そして、二年後の東京オリンピック・パラリンピックを一つの契機として、国民の健康増進を一層図るためには、受動喫煙対策を更に強化していく必要がある。

特に、望まない受動喫煙をいかに防止していくのかというのは国民的な課題ということで認識をされているわけでありまして、そのため、望まない受動喫煙の防止を図る観点から、多数の者が利用する施設等について、その区分に応じ、当該施設等の一定の場所を除き喫煙を禁止するとともに、当該施設等の管理権原者が講ずべき措置等について定め、本法案により、先ほど申し上げた望まない受動喫煙をなくすということを趣旨としているところでございます。

○船橋委員 ありがとうございます。次に、今回の法案では、多数の方が利用する施設

出されているところでありますが、例えば一つ御紹介いたしますと、大阪の国際がんセンターの大島明という研究員がいらっしやって、加熱式たばこは紙巻きたばこの喫煙者に対しては、相対的にやはり害が少ないわけでありますから、これは害の多い紙巻きの代替品として勧められるとまでいうような研究成果もございませぬ。

また、厚生省が発表している現時点での科学的知見によつて見ておきますと、加熱式たばこ喫煙時の室内におけるニコチンの濃度、これは紙巻きたばこに比べて低いというふうにも明言もされているわけでありませぬ。先般の六月八日の衆議院本会議で公明党の伊佐進一君が質問した答弁としても大臣は、ここは科学的に明らかに成つておりませぬということはお答弁されたばかりであります。

さて、この科学的な根拠ということですが、やはり一定の規制をかける以上は大事かと思つたのでありますけれども、過去に振り返つて、紙巻きたばこの健康影響は今の時点でもかなり明らかにされているところでありませぬが、ひとつ参考までに、紙巻きたばこによる、その受動喫煙による健康への影響については、科学的に明らかにするまでにどれぐらいの期間を要したのか、お聞かせいただきたいと思います。

○福田政府参考人 お答えいたします。

紙巻きたばこの受動喫煙による健康への悪影響につきましても、我が国の平山雄氏が一九八一年に世界で初めて報告をし、国内外に大きな論争を巻き起こしたものと承知をいたしてございませぬ。科学的に立証された時期をピンポイントでお示し

することは困難ではございませぬが、その後、数多くの科学的研究がなされた集大成として、二〇〇四年の国際がん研究機関の報告及び二〇〇六年の米国公衆衛生総監報告が出されたことによりまして、その健康影響が明らかとされてきたものでありと考えてございませぬ。

その意味で、委員御質問の期間につきましては、二十数年というふうにお考えしております。

○繁本委員 二十数年かかっているんですね、紙巻きたばこによる健康影響をはつきりさせるまで。

今回の法律は、加熱式たばこについて受動喫煙を防止するために一定の規制をかけるわけでありませぬが、私、実は自民党の厚生部会でこの点を聞いたら、担当の方は数年でわかるとおっしゃいましたよ。ところが、今やはり紙巻きの事例を踏まえましたら、加熱式たばこによる受動喫煙による健康影響も相当時間がかかると思ふんですけれども、この点についてはどれぐらい加熱式による影響を研究するのに時間がかかるか、見解をお聞かせください。

○福田政府参考人 お答えいたします。

加熱式たばこの受動喫煙により健康影響につきましても、比較的短時間で症状があらわれる呼吸器系の疾患であつても、今お話ありました数年程度、また、肺がんでは更に長期間かかると想定されるなど、その研究は中長期的に対応すべき課題であると考えております。

いずれにいたしましても、加熱式たばこに関する研究は重要な課題であると認識しております。

国内外の知見収集を行うなど、引き続き研究に取り組んでまいりたいと考えております。

○繁本委員 やはり中長期的な取組、研究が必要というのが厚生省の今、御見解でありまして、そこははつきりしたところでありませぬ。

さて、今回の改正法案では、加熱式たばこのもたらす健康影響が明らかになるまで、当分の間の措置として一定の規制をかけるとしていませぬが、この当分の間というのが、じゃ、どれぐらいかかるのかということ、我々よく考えないといけません。

そして、この厚生委員会でもよく出る言葉でありますけれども、立法を行うに当たつては、やはりエビデンスに基づく立法、エビデンス・ベースト・ポリシーというものを進めていかないとけないと思ふんですけれども、この加熱式たばこの呼出煙による健康影響についてはわからないことが多い、そして時間もかかる、市場では製品がどんどん販売シェアを伸ばしていく、受け入れられているということでありませぬから、科学的なエビデンスが明らかになるまではこの対策のあり方についてはいろいろ慎重に考えていかなければならないと思ふんですけれども、このような規制の合理性、妥当性について、国民にわかりやすく大臣から御説明いただければありがたいと思ひます。

○加藤国務大臣 今委員からも御質問があり、また答弁もさせていただきませぬが、加熱式たばこについては、その主流煙に健康に悪影響を与えるニコチンや発がん性物質が含まれているということ、は明らかであります。現時点の科学的知見では、